

令和5年 第2回定例会

大和村議会会議録

第2回定例会 令和5年6月12日（月）開会
令和5年6月20日（火）閉会

大和村議会

令和5年第2回大和村議会定例会会期日程

6月12日(月)開会～6月20日(火)閉会 会期9日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月12日	月	本会議	(開 会) 会議録署名議員の指名 会期の決定 専決処分(令和4年度補正予算7件 条例2件 令和5年度補正予算1件) 令和5年度補正予算8件 農業委員会委員同意案件5件
第2日	6月13日	火	休 会	
第3日	6月14日	水	休 会	
第4日	6月15日	木	休 会	
第5日	6月16日	金	休 会	
第6日	6月17日	土	休 会	
第7日	6月18日	日	休 会	
第8日	6月19日	月	休 会	
第9日	6月20日	火	本会議	(最終本会議) 一般質問(4名) (午前) 藏 正 議員・市田 実孝 議員 (午後) 勝山 浩平 議員・重信 安男 議員 追加議案2件 議員派遣・閉会中の継続調査申し出 (閉 会)

第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 5 年 6 月 1 2 日 (月)

大 和 村 議 会

令和5年第2回大和村議会定例会会議録

令和5年6月12日（月）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 3号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 4号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 5号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第10 承認第 6号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第11 承認第 7号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第12 承認第 8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第13 承認第 9号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第14 承認第10号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について
- 日程第15 議案第31号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第32号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第33号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第18 議案第34号 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第1号)について
 日程第19 議案第35号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 日程第20 議案第36号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
 日程第21 議案第37号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算(第1号)について
 日程第22 議案第38号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
 日程第23 同意第2号 大和村農業委員会委員の任命について
 日程第24 同意第3号 大和村農業委員会委員の任命について
 日程第25 同意第4号 大和村農業委員会委員の任命について
 日程第26 同意第5号 大和村農業委員会委員の任命について
 日程第27 同意第6号 大和村農業委員会委員の任命について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 市田実孝君 | 6番 | 勝山浩平君 |
| 2番 | 前田清和君 | 7番 | 中井文忠君 |
| 3番 | 重信安男君 | 8番 | 宮田到君 |
| 5番 | 藏正君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	仲新城長政君	教委事務局長	前田逸人君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	大瀬幸一君
建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君

住民税務課長 池田 浩二 君

大和の園園長 勝 健一郎 君

開会 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和5年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の議会を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、勝山浩平君、7番、中井文忠君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第1回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、お疲れ様でございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

令和5年第1回定例議会以降の行政報告ということでございまして、3月に入りまして、3月7日に奄美温泉大和ハナハナリゾート温浴施設の地鎮祭が執り行われました。民間企業の主導によりまして観光拠点施設ができることに関しまして、これまで議会の皆様の御理解をいただきながら、村としてもお互い協力の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、同日に株式会社グレイ美術様から企業版ふるさと納税をいただきまして、感謝状の贈呈をさせていただいたところでもございます。何分にも企業のほうからの金額提示はさせていただきたくないという申し出がございましたので、我々といたしましては感謝状という形で贈呈をさせていただいたところでもございます。

4月に入りまして、4月1日に大和村福祉事務所の開所式を執り行いました。県下で町村の中では6番目ということでございまして、私たちが住民サービスにしっかり努めていきたい。そしてまた、困った住民に対する、我々は相談をしっかり受け止めて、住民が安心して住んでいける村づくりに取り組んでいきたいというふうに思っているところでもございます。

5月でございますけれども、5月1日でございます。神奈川県大和市でございますが、これまで長く交流自治体としてお付き合いをさせていただいたところでもございますが、今回の選挙によりまして市長が変わりまして、大木さんから古谷田力さん、市長に、54歳でございますけれども、若い市長に大和市が変わりました。我々も近いうちに大和市へ出向きまして、これまで同様に交流を深めていきたいというふうに考えているところでもございます。

5月の17日でございますが、衆議院議員森山代議士への要望活動ということでございまして、今回、これまで昨年、九州防衛局に自衛隊員を大和村に居住していただくという要望もさせていただきましたけれども、改めて国会議員の先生方たちへ奥田議長、副議長、そして森山代議士との親交がございます宮田議員にも同席をいただきまして、要望活動をさせていただきました。これは、自衛隊の隊員の居住を含めてですね、大和村の今後取り組むプロジェクトについても、先生のほうに要望をさせていただいたところでもございます。私たちが奄美群島のこの奄振の関係もございまして、村の取り組みや、また要望関係も、これから森山代議士を通じていろいろと活動をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

21日でございますけれども、公明党離島対策本部並びに奄美ティダ委員会が奄美市のほうで開催をされたところでもございます。これまで自民党の奄振委員会もございまして、公明党のティダ委員会の中でも、奄振法の法延長を含めてですね、地元の要望をこうして聞いていただいておりますので、我々もしっかり大和村の課題となることを、いろんな形で国会議員の先生方へ要望をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

5月の27日でございますが、今年度の春の叙勲を私ども大先輩でございます思勝にお住いの玉井俊一氏が叙勲を受けられたということで叙勲の伝達式を役場のほうでさせていただきました。これ

までの先輩の御功績に敬意を表しながら、しっかり我々もまた御指導いただきたいということで、玉井氏にもそういう形でもお願いもさせていただいたところがございます。

5月の28日の日曜日でございますが、4年ぶりになりますコロナ禍が明けてですね、初めての大和村のイベントが開催されました。ジョギング大会ということで100名近くの方に御参加をいただいて、大会を盛り上げていただいたところでもございます。今後、コロナ対策もしながらですね、いろんな形でイベントを行うことによって、大和村への交流人口の拡大につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

5月の31日でございますが、10年ぶりにスモモを皇室のほうに献上させていただきました。これは、復帰70周年にあやかって、そしてまた10年前に現在の上皇様に大和村のスモモを届けたということもございまして、そういう我々の献上の目的をお伝えをし、御理解をいただいた中で特例的に、今回スモモをお届けすることができました。侍従職の方に御説明をさせていただいて届けたところでもございますが、上皇様にしっかりお伝えをする中で、大和村のスモモを試食していただきたいということでございました。

6月に入りまして、6月の4日でございますが、この奄美在住大和村連合郷友会も4年ぶりに開催されたところでございます。人数の制限を受ける中で、私ども大和村からも各団体の皆さんに御出席をいただきながら、郷友会との交流を深めてきたところでもございます。これからもしっかり各集落にあります各郷友会を含めてですね、村民との交流が深まっていくように、我々もいろいろと御支援をしていきたいというふうに思うところでございます。

6月の5日でございますけれども、新築住宅の助成金の交付式をさせていただきました。今回は、職員の中でも新築助成金が対象ということでございまして、多くの方が新築をしていただくように、議会の皆様の御理解をいただく中で、この制度がこうして確立されておりますけれども、今回を入れまして、これまで22件の方がこの助成金を受けて住宅を整備しておりますので、今後、いろんな施策を我々も講じながら定住促進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

6月の8日でございますけれども、知事のほうにもスモモを贈呈させていただきました。毎年の恒例でございますけれども、やはりこれはほかの自治体にはない特産品でございますので、私たちもしっかりスモモを通じて大和村のアピールを、これからもしていきたいというふうに思っているところでございます。

6月の10日でございますが、鹿児島大学におきまして、これも4年ぶりの開催ということで、今年度国際大学に入学者が34名ということでございまして、1年生から4年生まで加えますと100名余りの方が国際大に在籍しているということでございます。この新生生の歓迎会ということで、我々も協定を結んでいる自治体としまして、フィールドワークを受け入れたり、いろいろ大学との連携をこれからも続けながら、若い人たちがあとあと奄美に貢献できる人材になっていただこうということで、いろいろと学生を通じてアピールをさせていただいたところでもございます。これか

らも大学が大和村にお越しをいただいて、いろいろと大和村の子供たちやら施設の研修やらをこれからも取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

昨日の11日でございますが、スモモフェスタを開催をし、ちょっと天気も悪い中でございましたけれども、大勢の方に参加をさせていただきました。スモモの販売はもちろんでございますけれども、スモモの収穫体験やスモモの加工品の体験など、そしてまた奄美自然の家からは、子供たちのいろんな道具を作ったりとかいう体験も自然の家の取り組みもなされたところでもございます。また、スモモに併せて魚介類のマグロの解体ショーなんかもすることによって、多くの方が喜んでいただいたというふうに思っております。私たちもしっかり農家の方、そしてまた漁業者の方、いろんな民間の方たちとこれからも連携を取りながら、大和村のPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

ちょっと早足に説明申し上げましたけれども、以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第1号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、承認第1号、令和4年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、歳入においては地方交付税の調整など、歳出においては財政調整基金積立、振興基金積立など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ3,237万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,474万7,000円にいたしました。

今回の補正は、歳入歳出ともに令和4年度の事業実績等による補正でございます。歳入の主なものを御説明いたします。10ページをお開きください。

款1村税から、12ページにあります款8自動車税環境性能割交付金までは、収入見込み及び実績

に伴う調整をしております。

12ページをお開きください。款10地方交付税は、特別交付税の交付額の確定に伴い8,779万7,000円増額いたしました。地方交付税の総額17億2,424万5,000円の内訳でございますが、普通交付税の総額が15億5,644万8,000円、特別交付税が1億6,779万7,000円となっております。前年度に対しまして普通交付税が2,192万2,000円の増、特別交付税は573万9,000円の減となりました。令和4年度当初予算と比較いたしますと、2億2,705万4,000円の増となっております。

13ページをお開きください。款13使用料及び手数料、項2使用料以降につきましても、収入見込み及び実績に伴い調整をしております。

17ページをお開きください。款17寄附金、項1寄附金、目2まほろば大和応援寄附金は寄附金の増により274万7,000円を増額いたしました。令和4年度におけるまほろば大和応援寄附金の実績といたしまして、件数で699件、寄附金合計が1,617万7,000円となりました。

同じく目3企業版ふるさと納税につきましても、企業2社による寄附金の増により、1,019万9,000円を増額いたしました。

19ページをお開きください。款21村債においては、各起債を調整し合計で6,140万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

20ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金において財政調整基金を1億2,800万円の増額と振興基金を20万1,000円減額し、合計で1億2,779万7,000円を積立ていたしました。

なお、令和4年度末の財政調整基金は、前年度より8,730万円増の8億4,265万6,000円になる見込みでございます。

21ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節16公有財産購入費は、役場背後地購入における面積の増に伴い、地権者との協議を進める中で改めて予算計上を行いたく、今回、950万円を減額計上いたしました。

22ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目13ふるさと納税費、節24積立金において、大和村ふるさと応援基金に1,294万6,000円を積み立ていたしました。平成20年度の制度創設からの実績は、件数で3,364件、金額で1億1,397万3,000円となっております。

同じく22ページでございます目16アマミノクロウサギシンポジウム事業費から、34ページの款9教育費までにつきましても、各事業の実績による増減や各特別会計の決算に伴い繰出金等の調整を行いました。

35ページをお開きください。予備費において2万1,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

なお、一般会計の令和4年度から令和5年度への繰越明許費の財源内訳が確定いたしましたので、40ページに報告第1号として令和4年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して報告いたしま

す。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

29ページをお願いします。藻場造成委託事業ですね。福本課長、本会議でも早速質疑となつてしまいましたけれども、質疑というよりかお願いがありまして、お願いという言葉を使ったらあんまりよくないみたいなんですけどね、これ去年の6月の補正予算で、当初予算ではなくて補正で組まれているんですけれども、今、シラヒゲウニ、大和支所のほうでも育成をしておりますと順調に進んでいると伺っておりますが、補正で計上したいきさつ、理由、またその時の金額が59万3,000円となっており、今回50万の減額なんですけれども、幾らか9万円ほどの事業が取り組まれたのか、説明を求めます。

○産業振興課長（福本新平君）

藻場造成委託について説明します。昨年度6月補正で藻場造成の委託事業を行い、大和村の組合であるまほろば大和漁業集落のほうに委託する考えで検討をしていきました。検討していく中で、やはり藻場造成の令和4年度の執行の合意が得られず、昨年度は藻場造成のほうを行っていないということになっております。

○6番（勝山浩平君）

シラヒゲウニですね、今、育成をされていてうまくいっているということでもありますけれども、それと併せて、やはり藻場造成も進めていかなければいけないと考えますが、今後の対策はどのように考えておりますか。

○産業振興課長（福本新平君）

今後の対策についてなんですけれども、シラヒゲウニの種苗の育成、行っております。また、今年度も漁業集落等との話し合いを進める中で、こういった形で取り組めるかというのも慎重になって検討していければというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

お願いというのはですね、この藻場養殖は県の許可なんですよね。それで、区画漁業権というみたいなんですけど、村内2カ所、大和浜と国直が登録をされておりました。今回の藻場造成もどちらかだとは思いますが、漁業権の事務というのが鹿児島県になっておまして、県に確認をしてもらいたいものがありまして、区画漁業権を設定をする前には回復漁場の策定が必要みたいなんですけど、その計画を作るに当たって地元の漁業者の意見を聞かなければいけないというのがあります。この2カ所の藻場造成にあたり、地元の漁業者の意見を聞いているのか、漁業者の同意があったのかどうかを確認をしてもらいたいです。

もう1点ですね、漁場を専有で、専属で使用しますので、その地域の漁協に行使料を払わなければならないとなっております。本村の場合奄美漁協ですね。でもこの2カ所に行使料の徴収が奄美漁協ではされていないんですね。そこに漁業者に全く話がなく、同意を得ることもなく、網を設定をしたので、タコ捕り漁をしている方などがタコがいる場所、アデクというんですけど、そこに張られているのでタコ漁ができなくなってしまって、こういった事例もありました。漁業権、ほかの方の漁業権を侵害しているわけですが、この行使料を取らなくなったという経緯についても、県に確認をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

藻場委託の意見等もですね、今後やっぱり地元の漁業者の意見も聞いて、それを反映させていきたいなというふうに思っています。その網の件なんですけれども、県のほうにはこちらからもお願いして指導してもらっているところなんですけれども、こちらのほうでもやっぱり状況調査も今後見ながら、また対策が取ればなというふうに思っていますので、私のほうもいろいろまた今後、見ていながら、ちょっと進めていければなというふうに思っているところであります。

○6番（勝山浩平君）

簡単に言うと、そのモズク網を設置するのに漁業者の同意が要るのか要らないのかという点と、漁場の使用料を払わない、徴収をしないというのはどこでどういうふうに決まったのか、この2点を確認してもらって、その内容を漁業者に周知してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

はい、今議員から言われたことを早急に確認して、対応していきたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、承認第1号を採決いたします。
お諮りします。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、承認第2号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入においては使用料及び繰入金金の調整、歳出においては施設管理費等の調整など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ314万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,074万7,000円にいたしました。

8ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料の27万2,000円の減額は、現年度分及び滞納繰越分使用料収入見込額によるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を300万円減額いたしました。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費は水道料金消費税額を50万円減額いたしました。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費は修繕料を100万円、公営企業会計システム導入委託料100万円、国直地区配水管布設工事を50万円、それぞれ減額いたしました。

款3予備費におきまして35万3,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、承認第2号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第3号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、承認第3号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入においては普通交付金の減額、歳出においては保険給付費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,189万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,261万円といたしました。

6ページの歳入から、主なものを御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税額の収納実績見込みに伴い309万6,000円を減額いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、保険給付費実績に伴う普通交付金及び特別交付金額の確定により2,881万2,000円を減額いたしました。

7ページをお開きください。款5繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事業確定及び職員給与費等として82万円増額いたしました。

次に、8ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の2,300万円の減額及び款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費780万円の減額につきましては、いずれも療養給付費実績によるものです。

9ページをお開きください。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び返還金につきましては、前年度事業実績に伴う返還金として144万2,000円を増額いたしました。

款8予備費におきまして9万6,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第4号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、承認第4号、令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出ともに介護給付費や地域支援事業費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,075万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,916万2,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、介護保険料の収納実績見込みに伴い188万1,000円を減額いたしました。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金から、7ページをお開きいただきまして、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金につきましては、介護サービス及び介護予防サービス利用実績に伴い、国・県支払基金からの法定割合に応じてそれぞれ増減の調整を行ったものでございます。

8ページをお願いいたします。款7繰入金、項3基金繰入金、目1介護給付費準備基金につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金を662万3,000円減額いたしました。

次に、9ページから歳出の主なものを御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から目9居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護サービス利用実績に伴いそれぞれ補正を行い、合計で703万円を減額いたしました。

10ページをお開きください。款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等諸費、目1特定入

所者介護サービス費につきましては、施設入所者のうち低所得利用者の居住費及び食費に係るサービス利用実績に伴い140万円を減額いたしました。

11ページ、款5地域支援事業費、項1包括的支援事業任意事業費及び項2介護予防日常生活支援総合事業につきましては、一般高齢者及び要支援者等に対する介護予防事業利用実績に伴い、合計で67万円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第5号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、承認第5号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入において使用料及び繰入金の調整など、歳出において総務費の調整などにより地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ577万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,310万8,000円にいたしました。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款1使用料及び手数料、項1集落集配使用料、目2農業集落排水事業使用料につきましては、現年度分及び滞納繰越分使用料の収入見込額により154万2,000円増額いたしました。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を730万円減額いたしました。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費につきましては、企業会計システム導入委託料100万円の減額、中部地区の排水設備設置助成金を400万円、東部地区の配水設備設置費助成金を30万円、それぞれ減額いたしました。

款4予備費におきまして12万5,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第6号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、承認第6号、令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）は、歳入においてはサービス収入の減額や基金繰入金の減額、歳出におきましてはサービス事業費の減額や基金積立金の増額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議方をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

大和の園特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,610万8,000円といたしました。

6ページの歳入から御説明いたします。

款1 サービス収入、項2 自己負担金収入、目1 自己負担金収入の170万円の増額は、短期利用者の増によるものです。

款1 サービス収入、項3 特定入所者介護サービス費収入、目1 特定入所者介護サービス収入の150万円の減額は、実績見込みによるものです。

款5 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金は、歳入歳出調整のため900万2,000円減額いたしました。

款6 県支出金、項1 県補助金、目1 県補助金の1,026万4,000円の増額は、鹿児島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の交付が決定したためです。

次に、7ページの歳出について主なものを御説明いたします。

款 2 サービス事業費、項 1 施設介護サービス事業費、目 1 施設介護サービス事業費は、賄い材料など373万8,000円減額いたしました。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金につきましては、歳入見込みにより550万円増額をいたしました。

款 6 予備費において13万5,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第7号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、承認第7号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入においては後期高齢者医療保険料の増額、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の増額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,400万7,000円といたしました。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料及び目2 普通徴収保険料につきましては、後期高齢者医療保険料収納実績見込みに伴い105万9,000円を増額いたしました。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金につきましては、事務費等の調整により82万1,000円を減額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、職員手当等の調整に伴い45万円を減額いたしました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料の徴収実績に伴い88万円を増額いたしました。

款3 保険事業費、項1 健康保険増進事業費、目1 健康診査費及び目2 保険事業費につきましては、人間ドック等の保険事業の利用者実績に伴い合計で42万6,000円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 承認第8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、承認第8号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に交付されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い大和村税賦課徴収条例の一部を改正しようとする主な内容につきましては、まず第1点目に、個人住民税については配偶者に係る控除の適用が夫婦のいずれか一方しか適用されない制度となっていることを踏まえ、夫婦それぞれの合計所得金額が一定の金額である場合における配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するため所要の措置を講じようとするものでございます。

次に2点目に、固定資産税については物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械、装置等を取得した場合に、当該機械、装置に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設しようとするものでございます。

第3点目に、軽自動車税については新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状

況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置こうとするものでございます。また、2035年電動車100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成年度を3年間で段階的に引き上げようとするものでございます。

4点目に、地方税の納付については地方税統一QRコードを用いた仕組みを導入し、L-TAX操作による電子納付、スマートホン操作による電子納付、金融機関窓口における納付受付後の事務処理等を行い、納付手段の拡大を図ろうとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 承認第9号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、承認第9号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に交付されたことに伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正しようとする内容につきましては、まず第1点目に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げようとするものでございます。

2点目に、5割軽減基準額を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減基準額を現行の52万円から53万5,000円に引き上げようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 承認第10号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、承認第10号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、歳入においては財政調整基金繰入金や国庫支出金の増額、歳出においては子育て世帯生活支援特別給付事業や河川等災害復旧事業など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ503万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億76万1,000円にいたしました。

歳入から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業として103万6,000円を計上いたしました。

同じく7ページにあります款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、災害復旧費対応における対応といたしまして400万円を計上いたしました。

次に、歳出を御説明申し上げます。

8ページをお開きください。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費は、物価高騰による低所得者の子育て世帯への子供1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金と事業に係る消耗品費の合計で103万6,000円を計上いたしました。

同じく8ページにあります款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、4月19日に発生いたしました大雨による河川2カ所の災害における測量設計費として400万円を計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

説明をいただいた河川等災害復旧費の400万円ですね、毛陣の川、毛陣川というんですかね、そ

の豪雨で壊れた、決壊をした路肩、護岸の修繕をすると伺いましたけれども、事業の内容説明を求めます。

○建設課長（早川勝志君）

今回、専決で計上いたしました委託料につきましては、4月19日から4月20日の大雨において発生しました大瀬の毛陣川における河川の護岸が崩壊したことによります災害が発生しましたので、災害の測量設計を発注するにあたって必要な金額を専決させていただいております。工事につきましては、今月の6月の21日にですね、国のほうから災害の査定班というのが入りまして、その中で実際の工法とかですね、その辺を、被害とか見ていただいて、正式な工法とか工事請負方法が決まりますので、それからの工事の発注になるかというふうに考えているところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

同じ豪雨、その雨でですね、毛陣地区、毛陣川から川沿いに山に登って行って、また右奥にスモモ農家とか、何件かあるんですけど、そこの農道も雨で決壊をしているんですね。その道路の対策等は考慮されておりますか。

○建設課長（早川勝志君）

その4月の19日から20日の関係のですね、大雨についての災害なんですけども、一応、私ども建設課職員とですね、協定を結んでおります大和村の建友会のほうで道路、もしくは河川のパトロールを実施して、災害があった箇所を今回2カ所、毛陣川を計上させていただいております、それ以外のところについてはですね、災害に該当しないような場所に関しましては、今回の災害の設計委託料には発注しないということになっております。先ほど勝山議員がおっしゃられました毛陣川の上流についてはですね、再度こちらのほうで確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

農家が運搬等でやはり困っていますので、結構なでこぼこでした。ちょっとトラックとかじゃないと底をするような場所もありましたので、見ていただいて早急な対策を求めたいと思いますけど、またやはり、同じくその雨で県道とか集落内の村道の橋の下、本当にすぐ橋の下とかではない場所は、建友会の皆さんがボランティアで土砂を除去してもらって大変ありがたいと思っておりますが、道路の下の側溝とかですね、排水口とか、橋の下がまだ溜まっていますので、そこもやはり早めに土砂を取らないと、今後の台風等、集落内での氾濫の危険性が高まってくると思いますので、その点での対応も求めたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

名音地区にあります急傾斜の施設とですね、砂防の施設の流路口といいますか、下流のほうの暗渠ですね、いわゆる道路の県道の下を通っている暗渠につきましては、実際に土砂が溜まっているのを確認しております。管理につきましてはですね、そちらは県の管理となりますので、県のほう

をお願いして県のほうでやっていただくというふうに考えています。県のほうにも実際依頼もしておりますし、県のほうでもやっていただけるということでした。ただ時期はちょっと待ってほしいということでした。除去のほうも特殊な重機を持ってこない、バキュームカー等、大型バキュームカーとかを持ってこないとできないということで、ちょっと時間がかかるというふうには聞いております。一応お願いはしてあります。

[発言する者あり]

○建設課長（早川勝志君）

そこも砂防の地区のですね、流路口になっていますので同じかというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第10号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10号 議案第31号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10号、議案第31号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、地域振興推進事業や人事異動に伴う人件費の

調整など、歳入歳出それぞれ1億1,006万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,006万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,082万5,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動等による人件費関係の調整や地域振興事業などによる事業の内示等によるものであります。

歳入の主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示決定により2,253万2,000円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地籍調査事業及び地域振興推進事業補助金の内示額決定により合計といたしまして530万6,000円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、支出に伴う財源不足を補うため7,600万円を計上いたしました。

同じく8ページから9ページに続きます。款20諸収入、項3雑入、目2雑入は、集落長屋構想事業における地域活性化応援事業のほか、一般コミュニティ助成事業の合計として622万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

なお、各項目の節2給与、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事異動及び会計年度任用職員の増減における補正が主でございますので説明は省略させていただきますが、特別職給与は3月議会にて御承認いただいたものの計上と併せまして、管理職手当につきましては昇格昇給における調整及び該当課における職員の数などを考慮し、各課予算において予算計上しております。

11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、役場背後用地購入における当初予定計画の面積増に伴い1,994万2,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料は、村内中学生を対象とした国際交流事業や旧戸円校におけるワーキングスペース公衆無線LAN環境整備事業のほか2件の委託費の合計といたしまして1,470万円を計上いたしました。

同じく12ページでございます。節14工事請負費は、国直今里集落への停留所機能を持たせた観光交流拠点施設整備事業のほか、自然保護啓発看板設置工事費の合計で2,510万円を計上いたしました。

た。

同じく12ページでございます。節18負担金補助及び交付金は、事業採択による一般コミュニティ助成事業として湯湾釜、思勝、両集落におけるコミュニティ向上のための資機材購入費用として、合計525万6,000円を計上いたしました。

同じく12ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目19地方創生臨時交付金事業電力ガス食料品等価格高騰分は、村民1人1万円の第5弾地域商品券の発行費用といたしまして1,430万円を計上いたしました。

14ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目8国民健康保険事業事務費は、国民健康保険特別会計への繰出しを561万円減額計上いたしました。

15ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目24地域活性化応援事業は、集落長屋構想における関係費用といたしまして合計156万4,000円を計上いたしました。

17ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計への繰出金として、合計で231万円を計上いたしました。

同じく目4大和診療所諸費につきましても、大和診療所特別会計へ248万7,000円を繰出金として計上いたしました。

19ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目2観光費は、フォレストポリス及び湯湾岳への観光案内板の工事請負費として650万円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、マテリアの滝遊歩道及びキャンプ場トイレの修繕費用並びに水辺の広場汚泥除去に伴う重機借上料の合計といたしまして173万3,000円を計上いたしました。

22ページをお開きください。款13予備費におきましては、81万円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

まず、説明をいただいた10ページ、特別職の給料ですね、20ページ、教育長の給料も計上されておりますけれども、これは3月議会のときの条例廃止の条例、反対をさせてもらったんですけども、やはり、あの議会を終わったあと、地域の方から議会はどうだったのと聞かれることがあって、主だった内容を話したりもするんですけども、この話をしたら住民、怒っているんですよ。どうしても、いまだにこれを議員という立場から住民に説明することができないので、また伺いたいと思うんですけども、今、特にコロナ禍とか物価高で、今回も商品券等計上されておりますが、条例を廃止をして、また4月から10%元に戻る、給料が上がってきますが、年間村長で91万

3,200円、副村長で72万円、教育長で68万400円、合計で231万3,600円、金額が合っていますかね。こういった数字になってくると思うんですが、前回3月に聞いたときに、理由としては基金が増えて借金が減ったことも一理、行政運営は通常に戻していくのが正当性があるなど、総合的に判断したうえでとありましたが、今、集落に配られている広報紙5月号に施政方針の内容が掲示をされておりますが、その中で財政について、近年大型事業の実施等により厳しい財政状況にある。厳しい財政状況にある中で、こう給料を上げる。整合性が取れない、矛盾があると思うんですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは3月議会でも答弁いたしましたように、我々としては、基金が積んだから余裕ができたということもありますけれども、やっぱり社会情勢にあわせた形で、やっぱりしっかり元に戻すのは戻して頑張っていくべきじゃないかなと。議員がおっしゃるようなコロナ禍の中と申しますけれども、やはり、今世の中も大分、私は回復してきているんじゃないかなと。そういう中で、村民に対するやっぱり国からの助成のあり方は我々もしっかり取り組んでいこうと。それは、我々が報酬を上げていくんじゃないなくて、これまで我々もいろいろと厳しい時代を歩んできて、我々も努力してきた中で、私は結果として、今回、このようなことをさせていただきましたので、それは村民の中でもこれを納得いかない人も出てくるでしょうけれども、我々もしっかり今後も村営運営をしっかりしながら努めていきたいという思いでございますので、どうぞそういう点について御理解をいただければと思います。

○6番（勝山浩平君）

奄美大島の市町村、給与を調べてもらったら、本村の10%戻した条例どおりの給料ですね、給料、先ほど言った金額、龍郷町と喜界町、一緒でしたね。3月の私たちの議会が終わったあと、新聞を地元紙を見たら、喜界町でも給与の特例の条例があったんですけども、それは廃止ではなくて継続をするという内容、10%減額を継続をしていくというような内容で、喜界町の議会は判断をしておりましたが、そういった喜界町の判断というのが、本当の本来の姿じゃないのかなと思うんですよね。本村に特別職の報酬等審議会がありますよね。この特別職等の私たち議員もですけど、給料を上げたり減らしたりするときに、そこに諮問する。そういった機関がありますが、今回はその審査会、審議会は開いておりません。これ、もともと、そもそもですね、今回、この3月の特例を廃止をしようとした議案を、議会に上程しようとしたのはどなたですか、どなたの判断ですか、審議会も開いていない中で。

○総務課長（政村勇二君）

この審議会の、まず、件でございますが、審議会、確かに特別職の給与、議員さんを含め、給与の増減に対しましては審議会を開くべきという第一法規等々、そういった情報も得ながら確認をしております。今回、平成15年度からですかね、このもともとある基本の条例、特別職の給与が決められている条例に関して、それに対して新たに特例として1割、確か平成15年からスタートしたと

きには、その年度ごとに率が変わっておりました。7%であったり、当時は助役さんもいらっしゃる中で4%、年度ごと変わっていく中で年度途中から1割、10%、それは当分の間という条例に、この特例の中で書いているところでございます。そういった中では、当時、平成15年から年度ごとにこうやっていく中でも、この特例で昨年度まで1割削っていたものは、そこを廃止する。要は基にある給料表の全体の額を増減させるわけではなく、廃止したうえでの元に戻すというところから、審議会は開いていないというところでございます。

○6番（勝山浩平君）

同じ質疑ですけど、そもそも誰が今回上程しようとして発案したのかということと、今、よく議会で会計年度任用職員の処遇改善、給与を上げようと提案をしたり、大和の園夜勤手当、増額してほしいという提案をしたり、夜勤手当は検討中と聞いておりますが、自分たちの幹部の給与はすぐぱんと上げるのに、なかなか会計年度職員の給与を議会からお願いしても、なかなか上げにくい、処遇改善が進まないというのを、現状、そういったのがありますが、こういった今回、このような給与を上げるというような判断を、職員、特に会計年度任用職員の方々に示しがつくと思えますか。

○村長（伊集院 幼君）

その会計年度任用職員の処遇については、我々も国の制度に沿って対応させていただいていると思います。それはほかの近隣の市町村よりも我々が劣っていることはないというふうに我々も思っております。しっかり国の制度を我々も活用しながら身分を守っていく。そして、我々自体も、我々だけが上げるということを、今議員がおっしゃいましたけれども、我々もこれは元のスタイルに戻しながら一緒に頑張っていこうということで考えておりますので、そして、議会の皆様にも申し上げましたように、その国の制度に対しては、我々もしっかり手立てをしていただくように、我々も機会をみつけながら要望もしていきたいというふうに考えております。今後も私たちが職員と同様な形で村民のために頑張らせていただいている会計年度任用職員でもございますので、しっかり我々も国の制度をしっかり把握、国の動向を把握しながら、そして制度を我々もしっかりその中で生かしながら、お互いで頑張らせていただける環境を整備していきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

今回廃止した特別職の給与に関する条例の特例を廃止をする条例でしたかね、多分、議会の広報紙とか、村の広報紙にはそういった条例が廃止しましたというだけ載ると思うんです。村民、それを見ても分かりにくいですけども、金額を示して、これだけ給料を上げますよというのを、広報紙等でしっかりと周知をすることはできますか。

○村長（伊集院 幼君）

何度も申し上げますように、我々が報酬を上げたんじゃないなくて、元に戻したという、やっぱり認識を持ってもらうのが、我々が通常のスタイルのやっぱり環境をしっかり作ってあげていくという意味の中で、我々は解釈をして今回の制度、条例改正をさせていただきました。それぞれの自治体

でいろんな状況もあろうかと思えますけれども、我々もしっかり村の情勢、財政状況も把握する中で、我々もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。そういう、私たちが住民の村政懇談会もこれからまた行う予定でありますので、その機会を見つけながら村民に理解を求めていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

5回目ですね。やはりどうしても本当に納得いかないのが反対、今でも反対、理由を聞かせていただいた後でもですね。今回、修正の動機をやろうとか、前みたいに反対討論をしようとか考えたんですけども、やはり自発的に幹部の皆さんの判断で、今回のその特例条例の廃止というのを撤去をする考えはありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

我々は今の状況で理解を求める以外ないというふうに思っています。今後、どういう形に情勢が変わっていくのか、そのときには我々もしっかり対応策を考えていくのが、我々の勤めであるというふうに思っておりますので、そういう形での御理解をいただければと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

5回目じゃないかな。

[発言する者あり]

○6番（勝山浩平君）

次は12ページですね。大瀬課長も就任されて間もないんですけども、大変おもしろい新しい事業が今回盛り込まれておりますのでお尋ねをいたしますが、12ページ、説明をいただいた国際交流事業委託、中学校2年生、3年生全員を対象に4泊5日で台湾派遣と聞いておりますが、この事業を実施する経緯と、またこの事業の内容の説明を求めます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

この国際交流事業につきましては、中学校2年生、3年生を対象としまして4泊5日で台湾のほうに研修を行うものであります。やはり、この交流事業の最大の目的といたしましては、子供たちに中学生のうちから国際感覚をしっかりと学んでいただきたいというところがございます。これからの時代、やはりグローバルな人材というものが大変求められてくる時代でございますので、やはりそういった場合、実際、現地に訪れて、現地の文化、風習に触れ、現地の人たちと交流をするということは、子供たちにとってもものすごくいい刺激になることではないかというところで、今回の自漁を企画したところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

本当、素晴らしいですね、グローバル人材育成、また国際感覚の、感覚を磨くためにも、今後も今年だけではなくて、継続して実施をしてもらいたいと考えますがいかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今後の事業継続につきましては、今回のこの5年度の事業につきましては、単独予算での事業実施となっております。今後の継続につきましては、国・県の補助事業、助成事業など、活用できるものがないかというところなども含めて検討させていただきたいと考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

その検討する際にですね、今回は台湾ということで、本当すばらしいんですが、奄美市がアメリカにホームステイ等で中学生を派遣をしておりますね。もちろん全員とかではないんですけども、やはり、国際感覚を磨くとか、グローバル人材の育成とか、目的のためには世界の中心と言ったら語弊があるかもしれませんが、アメリカを子供たちに見てもらうのも大きな効果、将来的な投資だと思うので、こういった点も含めて検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

来年度以降の事業実施を検討する中で、実際に訪れる国についても併せて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

次、12ページの、同じく12ページですね、男女共同参画基本計画業務委託、本村がもっと豊かに優しく発展していくためには、女性の視点というのは必須だと思うんですね。それで、この計画更新、今ある計画を更新するためのものだと思いますけれども、この委託業務の、業務委託の内容はどのようなものですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

この委託内容につきましては、男女共同参画の知見が抱負な方にアドバイザーとして委託業務をすることを検討しております。実際、内容につきましては、自治体内へのアンケート調査でありますとか、今、男女共同参画についてどのような現状にあるのかというところを、本村の実態に合った形で、まずそこを検証をいたしまして、次期計画で、その検証で得られた課題解決をするために、次期計画でどのようなことに取り組むべきかということをしかりと検討をして計画策定をしたいというふうに考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

本村には男女共同参画の条例がまだないんですね。やっぱり根拠となる条例をしっかり制定をして、いろんな活動、いろんな場面場面で女性が活躍できるような、また、本庁の職場、役場職員もそうでしょうけど、女性の管理職への登用とか、女性職員の採用とかですね、いろんな各種委員会、本村の諮問機関である、そういった委員会へも女性になるべく登用してもらえるような、その根拠となる条例制定も同時に図っていただきたいと思います。いかがですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

男女共同参画の条例につきましても、今年度次期計画を策定するのにあわせて、条例の制定のほうを行いたいというふうに考えているところです。以上です。

○6番（勝山浩平君）

最後の1個ですね、15ページ、移動支援事業がいよいよ始まるということで、運行開始にあたって保健福祉課から企画観光課に移管されたと聞いておりますが、運行開始のそのスタートの時期はいつなのか、利用対象者、通るコース、時間帯、料金などはどのようになっていますか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

まず、運行開始の時期でございますが、この運行開始をするのにあたりまして、交通空白地、有償運送の許可申請というものを県の交通政策課のほうに申請をする必要がございます、先週、その申請書を提出しているところでございます。標準事務処理期間といたしまして、約1カ月近くかかるというふうに、我々は県のほうから聞いておりますが、我々としましては区切りのいい7月1日からスタートをしたいというふうに考えておりまして、県のほうにも申請の際にそのようなお願いもしているところでございます。

2点目の通るルートについてでございますが、基本的には大和村直行バスがルートとしていない集落内を巡回運行するルートとしております。どうしても集落内にハイエースクラスの車両が通れない集落につきましては、県道だけの走行にはなるんですが、なるべく集落内を巡回して回り、そして商店であるとか、公共機関、郵便局などを立ち寄るようなルート設定を考えているところでございます。

運行の時間帯につきましては、現在、計画では週3日、月曜日、水曜日、金曜日の週3日運行で、大和村直行バスの運行をしていない、いわゆる空白の時間帯を補完するような形の運行を計画しているところでございます。以上です。

○6番(勝山浩平君)

村民は当然として、観光客も利用できるんですね。それで、本村の観光拠点、昨日もすごいスモモフェスタでにぎわっていたまほろば館、観光客も利用しておりますから、まほろば館も経由するようなルートは考えておりますか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

この移動支援車両への乗車対象者は、乗車を希望する方全てを対象としておりますので、当然ながら地元の村民以外にも観光客の方々の利用というのも我々は考えているところでございまして、やはり大和まほろば館は、そういった観光客が立ち寄る場所、そこでお土産を買ったりだとか、そういったこともございますので、大和まほろば館前での停車というのは、計画の中で入っております。以上です。

○議長(奥田忠廣君)

ほかに質疑ありませんか。

○1番(市田実孝君)

この間、スモモフェスタが開催されて、多くの方々が雨天の中を来られたということですね、周りからも聞きました。私もスモモ収穫で参加できなかったんですけども、日曜日にですね、企画課長はじめ産業課長、お疲れ様でございました。それで、1点ちょっと自分が気づいたんですけど

れども、翌日、大柵の集落を通りますと、校庭がですね、車でぬかるんだ状況の中で車が入ったと思われて、わだちが、車道のわだちができて、校庭の中がですね、あれの状態は確認はなされたか。

○産業振興課長（福本新平君）

昨日のスモモフェスタには、大柵校の校庭のほうを駐車場として活用させてもらいました。そのスモモフェスタが終わり次第、現地のほうは確認に行っております。ただ大柵校については、ちょっと水はけの問題もありますので、ある程度天気がいい日に、表面の土を削ってローラーをかけるということで、大柵校の校長先生とも話を進めているところであります。

○1番（市田実孝君）

一応、そうですね、大和校のほうも、昔そういう状態だったんですよ。それで、何度もPTAほうから要望を出して、60cmぐらい嵩上げたんですかね、中に水抜きのパイプを通したりですね、そういったふうに、やっぱり教育委員会のほうも後々のことを考えて、その都度その都度やるのではなくて、そういったことも要望されていたほうが、私は後々のためにはいいんじゃないかと思うんですが、教育長どう思われますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

議員がおっしゃるとおり、大柵の校庭はですね、前、議会でも前田議員がおっしゃったんですけども、なかなか水はけが悪いと。上の表層の部分のところにはのりが溜まって、もう土砂も、こっちの大和校のほうは1回しているので、その後、水はけはよろしいんですけども、大柵の校庭は私も、現地も昨日も私も見ております。今後はですね、大柵1号線が道路改良が入る予定でありますので、それと併せてですね、そこの水の排水対策、校庭の排水対策も同時にやっという計画で、教育委員会は今考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

別な関連もありますけれども、今から再開されるひらとみ祭りもですね、いろんな皆様の努力で大和村に交流人口といいますか、お客さんがたくさん、先日のフェスタを見てもですね、多くの方が関心を寄せて今後増加していくものと思われますので、そこら近辺のですね、例えばですね、毛陣地区にそういった駐車場を完備しておくとか、ひらとみ祭りのときにはちゃんとしたところを確保しておくとか、将来にわたってですね、そういったふうな考えでいかれたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、課長、どう思われます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ひらとみ祭り実施の際には、これまでも学校の校庭でありますとか、空いている村有地なども活用させていただいて、駐車場というふうにさせていただいております。議員のおっしゃるように、毛陣地区のほうへの駐車場整備でありますとか、そのような駐車場整備などについては、その用地の今後の利用の、利活用の検討というものも含めて考える必要があるかというふうに考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（前田清和君）

それでは、2点ほどお伺いいたします。12ページの節14工事請負費、観光交流拠点施設整備事業1,900万と、看板設置工事610万、2,500万ほどの事業を、先ほど総務課長のほうから国直と今里のほうでされるという説明をいただいたんですが、これ、具体的にどういう交流拠点施設を造られるのか。また、看板等はどのような、そういう看板設置を検討されているのか、企画課長願います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、観光交流拠点施設整備事業についてでございますが、こちらのほうはイメージしやすいものとしたら、少し大き目の東屋的なものだというふうに理解をしていただければよろしいかと思うんですが、まず、国直と今里、東と西の本村への入り口となる集落でございます。そちらのほうでこの施設に村内の観光案内板などを設置することで、まず本村を訪れていただいた観光客の方々が、そこで休憩をしながら、次はどこに回ってみようとか、そういったのをできるような施設というふうにも考えております。また、この施設のほうにはバス停の機能も持たせることで、地元集落の方々がそこへ立ち寄るといところで、観光客の方々と地元集落の方々との交流というのも、そこで生まれるものかというふうに考えているところでございます。

もう1点の看板設置工事でございますが、こちらは自然保護対策事業での看板設置工事となっております。湯湾岳からフォレストポリスにかけて自然保護の普及啓発をすることを目的とした看板設置のほうを考えているところでございます。以上です。

○2番（前田清和君）

これは先ほどの看板設置と言いましたけど、これは19ページに観光費で観光看板設置650万も組んでありますよね。先ほど企画観光課長が言った、このフォレストへの610万と、この650万の違いは何ですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほどの企画費に組まれております看板設置につきましては、あくまで自然保護の普及啓発を目的とした看板でございます。この19ページ、商工費観光費の観光看板設置工事でございますが、こちらは観光誘導案内板という形で、先ほど総務課長からも前もって御説明がありましたように、県道から湯湾岳にかけてのルート沿い、実際に湯湾岳までレンタカーで行こうとする観光客の方々が、途中でどこに曲がったらいいの分からないというので、ごくまれにはあるんですけど、役場のほうに問い合わせの電話があったりしますので、そういった意味で観光客の方々が迷わずに湯湾岳方面まで行けるような観光誘導案内板というふうな形で考えているところでございます。以上です。

○2番（前田清和君）

話し戻りますけど、先ほど企画観光課長からは、この交流施設、東屋的なものだ。東屋といったら、ほかの集落にも結構あって、屋根があって、雨宿りできて、そこで休憩できるというのが、それが東屋だと思うんですよ。であれば、その東屋などに、ここに1,900万、2カ所造るのに、この1,900万までかけて、この東屋を造って、そこで休憩して、ここで交流が、じゃ、生まれるかと言ったら、僕は今現状を見ても、東屋で観光客が交流というか、地域の方々との交流はほとんどありません。その方々が休憩をする場所であって、これをだからその交流、観光交流につなげるというのが、ちょっとその東屋的な建物で、果たしてそれが機能していくのかなど。僕が思っていたのは、いつも蔵議員が前から言いますように、国直入口でね、観光案内所みたいな、どなたか人がおられて、観光客が来たときに職員でもいいですし、誰か一人がそういう建物の中で対応をして、地域との交流、大和村にはこういうところがありますよとか、そういうのを造る という、こういう整備事業かなど、当初は思っていたんですけど、ただ今の企画課長の話を聞いて、それであったら、この1,900万まで事業費にかけてね、やって、果たしてそれがまたただの箱物にならないかなって、多分その東屋にするにしても、どこに場所を設置するかにもよって、集落から離れているところに東屋を建てたって、誰も交流どころじゃないですよ。だからもし、この事業を本当に進めようと思うんだったら、まず、どこに設置をする、東屋を建てる、じゃ、ここであれば人が来てくれて、地域の方々も来てくれて、交流人口ができるんじゃないかなど、やっぱりそこを考えていかないと、ただ造ればいいというもんじゃないです。この看板設置なんかも、610万と650万かけてますけど、じゃ、この2,500万の事業は一般財源、幾らなんですか。全部補助事業じゃないですよ、課長。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

ただいまのこの観光交流拠点整備事業、そして誘導案内板、そして自然保護普及啓発の案内板の設置工事につきましては、県の地域振興推進事業の補助対象事業となっております。補助比率につきましては、2分の1の補助となっているところでございます。以上です。

○2番（前田清和君）

これで補正で組んで事業を進めているわけですから、それはもう反対どうのこうのは言いませんけど、ただ、言うように、やっぱり造ったら造りっぱなしじゃだめなんですよ。だから水産物、思勝港にある、あれもやっぱり、3,000万余りかけて事業してて、毎年年間10件とか20件とか、そういう箱物になってきたら、せっかくいい事業を進めていても、何かお金の無駄遣いじゃないけど、そういうのも今後出てこないかなどと思って、何でもかんでも、やっぱり、建物とか、そういうものを造るのが、そこはやっぱりお金もかかってきますから、慎重に。もし造るのであれば、本当、ものになる、そういう東屋的でもいいですから、造っていただきたい。ぜひそれはお願いしたいと思います。以上です。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足させて説明させていただければ、担当課からのほうから、そういう細かい説明はなかったんですけれども、地元からバス停が老朽化して、どうにかしてくれということで、2年前から要望がある中で、我々も知恵を絞りながら、単独で造ればすぐできますよ。しかしながら、せっかく造るのに、やっぱりそこに意味合いをもうちょっと含めて、機能を高めたらどうかということで、観光拠点という事業名をですね、少しそこに乗っかってですね、我々はバス停が主でありますけれども、そのバス停だけじゃなく、そこでパンフレットとか大和村のルートを案内する位置付けの併用した施設になればということで、担当課のほうは知恵を絞りながら、そういう観光拠点という位置付けはやっておりますので、基本的には集落の方がその拠点施設を一番利用するのかなと思っております。ですから、今東屋と申しましたけれども、多分、雨が入り込んでこないとか、そういう形は最低限しないといけないんじゃないかと思っております、まだ形もこれだということは決まっておりますけれども、しっかり、その施設の機能をですね、活かせるような形で進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

今、聞いていて思ったんで伺いますけど、そのバス停を直すのはすばらしいことだし、いいことだと思うんですよ。だけど、今、前田議員の質問の中に出てきた、前から自分が行っている観光案内所、観光客が来たときにメインにならばいかん、その観光案内所というのが今ない状態じゃないですか。前の答弁でも役場に来た人には案内していますよとかいう答弁が伺いましたけど、こうやって観光拠点整備事業という事業があつてね、こういうお金が引っ張って来れるとかいう事業がある中で、そこに、観光案内所という名前が出てこないということは、その観光案内所の必要性について、当局はどのように考えていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり、議員のおっしゃるように観光案内所という機能というのは、我々の今、欠けている部分ではないかなというふうには考えております。しかしながら、今、観光客の方々、やはり本村の観光に訪れて、これからどこに行こうかというばあいについては、やはり役場の我々企画観光課のほうを訪ねて来ていただいております。そこで、我々としてはしっかり観光案内のほうをパンフレットなどを用いて、本村のみどころであるとか、こういったところをこの時間に訪れたらいいですよという部分については、丁寧に御案内をさせていただいているところでございます。以上です。

○5番（藏 正君）

観光案内所は必要じゃないと思っているということですか。僕が言いたいのは、観光案内所というところがあつて、さっき前田君も言ったけれども、そこにやっぱり案内係がいてね、拠点になる場所に行ったら、その案内係の人との交流が、まずあるんですよ。人が説明する、やっぱりね、役場に来る人がいるというけど、好んで役場のほうを訪ねていこうという人がいると思われま。や

っぱり、観光案内所というのが、向こうに行ったらいろいろ教えてくれるよという場所があって、やっぱり行くので、例えばひらとみ、合同会社ひらとみでもいいじゃないですか。そういった拠点を置いて、そこでその紹介があって、そこで、だったらせつかく来たから、ここで何かお土産を買っていこうとか、そんなのが昔、話していた道の駅の構想の基本なんですよ。休憩所にもなって、情報ももらって、トイレもできて、買い物もできるという、この道の駅構想等は、今なくなってしまいましたけど、なくなってはまだないか。だけど、やっぱりその観光案内所に対して、何かこう、本当に必要と思っていないような気がするんですよ、当局のほうは。観光案内所の必要性というのを、再度考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

以前も議員のほうからそういう質問も出ました。我々も、その案内所をどこに造るかということも、いろいろ含めて議論はしたんですけども、我々としては、今の情報化社会の中で、パンフレットを宿泊所に置いたり、そういうところに飲食店に置いたりすることによって、QRコードで読み取って、いろんなことを動いている人もいらっしゃるということ聞きながら、今できることを我々も対応していこうということやしているところでもございます。ですので、我々もその道の駅ができるまで待つのかどうかということもあろうかと思っておりますけれども、やはり、先ほど申し上げた交流拠点施設という名目はいい名目なんですけど、その位置付けがしっかりつくられてないというのが、我々もちょっとはがゆい思いで、今、どういう形で拠点場所を造るのかということが、今、ちょっと模索をしておるところでございますので、一つ一つ、我々も課題をクリアしながらやっていく。もう遅いかも分かりません。しかし、今、大和村のどこに行ってもパンフレットの中で、携帯でQRコードでどこの紹介というのは、ある程度出るようになっていようございまして、今、そういうところでまずは情報キャッチして、どこに行ったらどういう体験ができるよということも、こうして今は見えるようになっておりますので、まずそういうところをしながらですね、やっぱり拠点づくりは我々もしっかり取り組んでいきたいということは考えておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○5番（藏 正君）

ですから、例えば難しく考えないで、この合同会社ひらとみの窓口がありますよ。そこでいろいろなものも、まほろば館でもいいんですけど、そこで何か、それをとりあえず拠点にしてですね、案内所機能を持たせるような構想から始めてもいいんじゃないですか。まずそこに寄ってみようと思わせるための方策にもなると思うんで、ぜひ検討していただきたいと思っております。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（重信安男君）

付け加えまして、今、大和村も避難箇所ですとちょっと悩んでいますので、国直と今里に造るということ伺ったんですけど、どういうところに建てるのか、造るのか。ちょっと高台にすれば、それ

が避難箇所につながるんじゃないかとかですね、トイレ等も、やっぱりトイレ等も設置するんですよ、そういうところは。そうすると、トイレも一緒に入りますから助かると思うんですけど、こういう提案はどうですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

観光交流拠点整備事業につきましては、先ほど村長からもありましたように、バス停の機能を持たせてあるというところがございますので、集落内の県道沿いに設置をすることとなります。先ほど議員のほうからトイレ設置というのもありましたが、先ほど御説明しましたが、少し大きめの東屋ぐらいのものを考えておりますので、トイレ、そういった衛生設備の設置というものまでは計画の中には入っていないところです。以上です。

○議長(奥田忠廣君)

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(奥田忠廣君)

討論なしと認めます。
これから、議案第31号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(奥田忠廣君)

異議なしと認めます。
したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩をいたします。40分まで。

休憩 午後 3時20分

-----○-----

再開 午後 3時45分

○議長(奥田忠廣君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第16 議案第32号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(奥田忠廣君)

日程第16、議案第32号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては繰入金の増額、歳出におきましては総務管理費の減額や施設管理費の増額等により、歳入歳出それぞれ200万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ200万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,197万5,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の200万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を図ったものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費の減額につきましては、職員の人事異動等に伴うものでございます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費の役務費の30万円の増額につきましては、職員の船舶操縦士講習会手数料に係るものでございます。使用料及び賃借料の重機借上料の370万円の増額につきましては、今里簡易水道取水口土砂撤去費用作業に係るものでございます。

款3予備費において、7万7,000円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第33号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第17、議案第33号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては特別調整交付金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出におきましては一般管理費の減額及び繰出金の増額など、それぞれ40万6,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億984万7,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、大和診療所に係る特別調整交付金額として520万4,000円を増額いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、人事異動に伴い561万円減額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等を561万円減額いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、大和診療所への繰出金として520万4,000円を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第34号 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第18、議案第34号、令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）は、一般管理費、報償費等の増額など、歳入歳出それぞれ769万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ769万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,620万6,000円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。款3繰入金、項1一般会計繰入金の248万7,000円と項2他会計繰入金520万4,000円の増額は、いずれも会計年度任用職員報酬等の支出等に伴う財源不足を補うため、繰入金合計769万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節1報酬446万8,000円の増額、節2給料14万3,000円の増額、節3職員手当等169万2,000円の増額、節4共済費107万5,000円の増額、節8旅費31万3,000円の増額は、いずれも会計年度任用職員増等の人件費関係で、支出合計769万1,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第35号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第19、議案第35号、令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては一般会計繰入金が増額、歳出においては職員に係る人件費の増額など、歳入歳出それぞれ37万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,677万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、人事異動に伴い37万7,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等を37万7,000円増額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第36号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第20、議案第36号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては繰入金の増額、歳出におきましては総務費の増額など、歳入歳出それぞれ31万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,629万9,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の31万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の職員手当等及び共済費の31万円の増額につきましては、会計年度任用職員に係るものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第36号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第37号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、議案第37号、令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。
令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては繰入金増額、歳出におきましては総務費増額など、歳入歳出それぞれ520万円の増額予算を計上いたしました。
内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,651万2,000円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金の520万円の増額は、歳出増による財源不足を補うため計上いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の522万8,000円の増額は、職員の異動等によるも

のです。

款6予備費において2万8,000円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく願います。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第38号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、議案第38号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては一般会計繰入金増額、歳出においては人件費増額など、歳入歳出それぞれ30万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたしま

す。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,477万2,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人事異動に伴う人件費分として30万5,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等を30万5,000円増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 同意第2号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第27 同意第6号について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、同意第2号、大和村農業委員会委員の任命についてから、日程第27、同意第6号についての5件を一括議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村農業委員会委員の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めていますのは、次の5名の方であります。

同意第2号、住所、鹿児島県大島郡大和村名音346番地2、氏名、勝 三千也、生年月日、昭和34年11月4日、同意第3号、住所、鹿児島県大島郡大和村名音305番地、氏名、上村太一、生年月日、昭和60年10月19日、同意第4号、住所、鹿児島県大島郡大和村名音300番地、氏名、國副八重子、生年月日、昭和46年5月8日、同意第5号、住所、鹿児島県大島郡大和村大和浜87番地5、氏名、玉野公和、生年月日、昭和29年2月14日、同意第6号、住所、鹿児島県大島郡大和村大和棚23番地5、氏名、藤村秀久、生年月日、昭和39年2月25日、学歴、職歴の概要につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論と採決につきましては、各同意案件ごとに行います。

同意2号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意2号、大和村農業委員会の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、同意3号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

同意3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、同意3号、大和村農業委員会の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、同意4号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第4号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第5号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第6号を採決行います。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第6号、大和村農業委員会の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時10分

第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 5 年 6 月 2 0 (火)

大 和 村 議 会

令和5年第2回大和村議会定例会会議録

令和5年6月20日(火)

午前10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(4名)

午前(2名)

5番 藏 正 議員

1番 市田 実孝 議員

午後(2名)

6番 勝山 浩平 議員

3番 重信 安男 議員

日程第2 議案第39号 アマミノクロウサギ研究飼育施設(仮称)建設工事(2工区)
請負契約の締結について

日程第3 議案第40号 アマミノクロウサギ研究飼育施設(仮称)建設工事(3工区)
請負契約の締結について

日程第4 陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・
見直しを求める陳情について

日程第5 発議第2号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・
見直しを求める意見書について

日程第6 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2024
年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第7 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2024
年度政府予算に係る意見書について

日程第8 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

日程第9 議員派遣の件について

日程第10 総務建設委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議の宣告

閉会

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	中井文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	藏正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森永学君	主査	後藤美穂子君
--------	------	----	--------

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	仲新城長政君	教委事務局長	前田逸人君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	大瀬幸一君
建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。
通告順に従って順次発言を許可します。

○5番（藏 正君）

皆さん、おはようございます。早速ではありますが、一般質問を申し上げます。

最初に、グラウンドゴルフ場の整備について伺います。湯湾釜集落の宮崎地区にグラウンドゴルフ場を整備できないかと通告しておりますが、湯湾釜集落の宮崎地区というのは、湯湾釜スモモ選果場の先で、国分電機の敷地の裏側に当たります。現在、村有地になってはいますが、ほとんど利用されていません。一方において、最近のグラウンドゴルフの普及は目覚ましく、各地のグラウンドゴルフ場は週末はもちろん、平日においても特に高齢者の憩いの場、健康づくりの場として大きく貢献しています。本村にも、フォレストポリスに全郡の大会をも開催できるグラウンドゴルフ場がありますが、もっと近場にみんなが練習場所やレクリエーションの場として利用しやすい環境があってもいいのではないかと考えます。高齢者の行き場づくりや健康増進の観点からも利用されていない村有地の有効活用の意味においても、湯湾釜集落宮崎地区にグラウンドゴルフ場の整備を図ることは有効な手段ではないかと考えますが、いかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、ひらとみ神社の化粧直しについて伺います。本村の宝物といえるひらとみ神社は、開拓の祖として村内外に知られています。現在、本村ではサトウキビは栽培されていませんが、サトウキビから始まり本村の立地条件を活かした果樹の村を開き、観光誘致にも力を入れていることは、まさしくひらとみ神社の開拓の魂であります。一方では、世界自然遺産登録後に奄美大島への入込客数が増大しています。大和村においても温泉施設のオープンやアマミノクロウサギ研究飼育施設の建設等により、大勢の入込客が見込まれます。ひらとみ神社を化粧直しすることは、大和村の子供たちや大和村を訪れるお客さんたちに、大和村をさらに印象付けることにつながると思いますが、いかがでしょうか。

来年4月には全郡議員大会も本村で開催されます。大島群島全域の市町村長をはじめ、県議会議員や国会議員も参加します。大島群島の基幹産業であるサトウキビの豊作祈願、安全祈願は大和村が大事に行っているんですよということを印象付け、本村をアピールする最高の機会ではないでしょうか。

一方では、サトウキビ栽培の盛んな地域で、我々以上にひらとみ神社を理解している人たちがい

ます。もう少し大事にしてくれといった言葉を聞くこともあります。祖先を敬い大事にすることは当然のことで、直川智翁もさぞ喜ばれ、その恩恵はきっと合同会社ひらとみに降り注がれることでしょう。この際、合同会社ひらとみの事業の一環として、ひらとみ神社を化粧直しし、その後にひらとみ神社由来のお土産品の開発などを始めれば、ますます大和村の運気が開かれると思います。いかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、本村の幼児保育体制について伺います。前回伺った保育士の人材確保策について、責任者の配置と所管課について、在宅育児手当について、クラス分け保育を可能にするための保育スペースの確保について、現在どのような検討をされているのか、進捗状況と今後の方針について答弁を求めます。

最後に、教員住宅について伺います。以前、私の同級生や後輩の先生方が家族連れで本村の教員住宅を利用し滞在してくれました。赴任して最初の一言が、狭すぎるどうでした。本人も立場上言えないし、言うなよと言われていましたので申し上げませんでした。確かに子供4人の6人家族には狭すぎると思いました。後輩の先生も子供3人と5人家族でしたが、地域の方との交流を深めたくても、家に招待することが難しいと嘆いていました。本村では特に先生方に対し村内への滞在を願っていると思いますが、先生方が喜んで村内での滞在を選択できるような、魅力ある受入体制を整えるべきではないでしょうか。教育長に答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、今後の答弁ののち、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

4点御質問がございまして、1点目のグラウンドゴルフ場の整備並びに2点目のひらとみ神社の化粧直し、並びに3点目の幼児保育体制の検討課題につきましては、私のほうから答弁をさせていただきまして、4点目の教員住宅につきましては教育長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目のグラウンドゴルフ場の整備についての御質問でございますが、質問にもございますように、グラウンドゴルフにつきましては、本村においても愛好者が大変多く、人気のスポーツとなっております。愛好者におきましては、体の健康だけではなく、心の健康にも効果があると思うところでもございます。

御質問の湯湾釜宮崎地区の村有地についてでございますが、以前、公園用地を目的とした整備の検討をした経緯がございますが、地域経済の活性化を推進するために企業誘致を優先し、当該土地の一部を売却し、産業の活性化、雇用の増進に貢献していただいているところであります。売却後の残地につきましては、スモモ選果場隣接地を含め、現在活用されていない村有地が2,500㎡ほどございますが、湯湾釜集落におきましては、現在、海岸の侵食が生じておりまして当該土地の樹木が海岸防災林としての機能を有しているというふうと考えております。海岸の侵食、集落への潮風害の防止を考慮しますと、海岸防災林として残す必要がございまして、周辺への環境に対する懸念も検討する必要があると思います。

そこで、村といたしましては、今年度取り組みを進める選果場を含む護岸工事を優先的に進めて、周辺用地の利活用につきましては他の用途も検討する上で、まず集落からの要望確認と併せまして、現地調査をした上で検討をしてみたいと思います。

次に、2点目の大和村の宝ひらとみ神社の化粧直しについての御質問でございますが、ひらとみ神社につきましては、昭和30年に宗教法人に登録されていることから、塗装工事などの維持補修に行政が支出を行うことは、憲法第20条第3項、国及びその機関は宗教教育、その他いかなる宗教的活動をしてはならないという政教分離の原則を行政の財政面でも制限する憲法第89条、公の財産の用途制限における公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の主要便益もしくは維持のため、これを支出してはならないという条文に抵触することが懸念されることから、行政が関わることは困難であると認識をしております。

昭和59年の神社再建時におきましては、民間主導でひらとみ神社再建委員会を設立し、再建機運の醸成を図ることで、奄美群島をはじめ全国各地からの寄附金を賜り、再建されたと伺っております。しかしながら、本村としましては、ひらとみ神社が日本糖業の始祖であり、偉大な業績を残された直 川智翁を祭る神社であることの重要性は認識をしているところでございます。本村がサトウキビ発祥の地であり、翁の業績をたたえる神社であることを積極的に情報発信することは、大和村を観光の名所として観光客を引きつけ、本村の認知度、観光訴求力の向上につながることを期待されるところであります。

そのようなことから、本村としましては観光名所としての確立を図るため、令和元年度に県の奄美歴史浪漫探訪ルート整備事業の中で、大和村ルートとしてひらとみ神社を設定することを要望し、令和3年度に当該事業で新たに直 川智翁の業績を説明する看板設置が行われ、ひらとみ神社を訪れた観光客に、その業績を紹介をしているところでもございます。また、令和4年度には郷土教育の一環として、子供たちにその業績を分かりやすく伝えるパンフレットも作成をし、各学校へ配付をしております。

このように当局といたしましても、観光面での神社の活用につきましては、その必要性を十分に理解しているところでもございますが、宗教法人であるひらとみ神社に対する行政からの支援につきましては、困難であるというふうに認識をしているところでございます。

次に、3点目の幼児保育体制の検討課題についての1番目、人材確保についてでございますが、少子高齢化及び共働き世帯の増加に伴う保育へのニーズの高まりもありまして、保育士有資格者につきましては、全国的にも確保が難しくなっている現状がございます。そのため、本村においてもこれまで年次的に職員採用を行っており、令和3年度に1名、令和4年度に1名の採用を行いました。また、今年度におきましては、療育支援を含めた保育指導者が各保育所を定期巡回し、保育士の一員としての業務を一緒に行いながら、具体的な保育支援を行っているところでもございます。しかしながら、令和5年度職員採用募集につきましては応募者がなく、今後も人口減少の中、さらに有資格者の確保が困難になると考えられることから、県における人材バンク登録等も連携

を図り、また、魅力ある職場環境の整備にも努めながら、引き続き保育士有資格者の確保に努めてまいりたいと考えております。

2番目の責任者の配置と所管課についてでございますが、現在の保育所管課は保健福祉課となっております。責任者につきましては、3カ所それぞれの保育所に責任者を1名ずつを配置し、責任者が中心となって各保育所内の日常的な業務管理を行っており、保育所全体の合同行事等につきましては、保育所全体責任者1名が中心となり、全体をまとめているところでございます。

保育所事務担当者につきましては、役場庁舎内に配置をしておりますが、ほぼ毎日、いずれかの保育所に出向き、各保育所職員とも直接顔を合わせながら、意見聴取や要望のとりまとめ等を行い、連携しながら保育運営に努めているところでもございます。しかし、今後の少子化の中における保育事情、幼児教育、施設整備等を踏まえ、これらの保育所運営につきましては、将来構想が必要な時期にあると考えております。このことにつきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、十分に検討を行ってまいりたいと考えております。

3番目の在宅育児手当についてでございますが、実施市町村の多くにつきましては、令和元年度に国の施策において3歳児以上への保育料が無償化されたことに併せ、独自施策として3歳児、3歳未満児への保育料助成及び在宅育児者へも同様の給付が実施されるようになったようでございますが、その詳細を見ますと、保育所を利用できず、待機児童者となった在宅育児世帯への配慮や、多子世帯への経済的支援も目的とされているようでございます。ただ、本村の状況を見ますと、2カ所へのへき地保育所におきましては、年齢条件を満たせば誰でも利用できる状況でございますが、現在のところ在宅育児を希望される方はおらず、対象年齢全員が保育所を利用している状況でございます。また、小規模保育事業のまほろば保育園におきましても、保護者の就労等、一定の利用条件はありますが、家庭の状況を考慮し、希望者ほぼ全員が利用できている状況でございます。また、在宅育児の状況でございますが、核家族化が進む中においては、日中の在宅育児はほぼ一人で担っている家庭が多く、身近に子育てがサポートするヘルパー事業所等もない中では、子育てへの不安や負担がより生じやすい懸念もあることから、在宅育児を推進するという意味合いでの手当は考えていないところでございます。さらに、経済的支援としましても、6歳未満児には1人当たり毎月5,000円の育児助成金を一律に支給していることから、現在のところは在宅育児手当については考えていないところでございます。

4番目の保育スペースクラス分け等についてでございますが、保育方法につきましては、一般的に年齢別にクラス分けを横割り保育、異年齢が混在する縦割り保育の二つがあり、その他にこの二つを混合した形で行う保育などもございます。本村におきましては、小規模であることから、通常縦割り保育を行っておりますが、縦割り保育には異年齢が役割分担をしながら交流し合えるなど、園児にとってのメリットだけではなく、1人担任制ではなく、保育者全員が担任であるということから、保育者側が園児全員について共有し合って保育を行えるといったメリットもございます。しかし、一方では、異年齢全員が混在した保育となるため、年齢や発達段階にあわせた保育が十分

に行いにくいといったデメリットもあることから、大和保育所におきましては簡易的にスペースを分け、時間によって二つのグループに分けた形での保育も行うなど、工夫をしているところであります。

しかしながら、全ての保育所でそういった工夫を行うことが難しい部分もございますので、保育スペースの確保等についても、現在、協議を進めているところでございます。今後はさらに小規模保育ならではの縦割り保育の良さも生かしながら、発達段階に応じた保育もより丁寧に行っていくために、保育の在り方につきましても第3期子ども子育て支援事業計画策定を踏まえ十分に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

4点目の教員住宅において家族連れで本村に滞在するには狭すぎて、地域との交流も回りづらい、方策を練るべきではないかとの御質問でございますが、まず、村内の教員住宅の入居状況から申しますと、学校の教職員に強制的に居住を進める状況にないことから、教員住宅が空くような中で、一般住民への方々にも居住の選択肢を広めるという意味で開放し、入居申込みをさせて利用させているところであります。

これまで教員住宅整備につきましては、整備費補助金として学校施設環境改善交付金を利用して整備を進めてきたところでありますが、この交付金の中で認められている1世帯当たりの述べ床面積は、実質80㎡以内までが交付対象面積の限度と定められております。御質問にありました家族連れで滞在するには狭すぎて、地域との交流も回りづらいとのことでございますが、国土交通省が発表しております住生活基本計画においては、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準は、2人以上の世帯は10㎡×世帯人数プラス10㎡、つまり平均的な4人家族の場合においては50㎡、5人家族の場合においては60㎡が必要とされております。現在、大和村の教員住宅の面積は最低60㎡、最高80㎡となっていることから、教育委員会といたしましては必要十分な面積を確保できていると認識しているところであります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の質問により関係課長、あるいは自席のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

最初に、グラウンドゴルフ場の整備について伺いたいと思いますが、集落の暴風帯とかいうのはもちろんのこと、あそこら辺のアダンとか、モクマオですかね、そこを伐採してまでやれというのは、もちろん集落も望んでいることではありませんで、実は、この間、航空写真をもらった中で、どれだけの面積が確保できるのかということで、ちょっと600倍の縮尺図の中で落としてもらって計ってみたところ、結構十分な、十分なというか、僕なんかは時々行く朝仁の、あの狭い造り方、狭い中に3コースつくっているようなのを見たところ、結構余裕のある面積が取れるんじゃない

いかなということ、ちょっと確認しているんですよ。暴風帯についても、北西方面の要するに湯湾釜集落の浜でいうと、沖合に向かった側の暴帯はもちろん残さないといけなくて、だけど、南風というのはそんなに吹くわけじゃないもんですからね。そこも全部伐開しろという、しようという構想ではないので、湯湾釜の集落からの要望を確認したあとで、また検討するということですので、集落的には、個人的にその面積的なところを確認しましたが、もちろん集落のみんなですういったことをこれから検討していきたいと思いますが、集落からの要望があつて面積も確保できるとなったときに、これは結構有意義な集落の構想だと思うんですよ。その辺は前向きに検討できることなのかどうかだけ、ちょっと伺いたいんです。

○総務課長（政村勇二君）

村長の答弁にもありましたが、やはり有意義なことだとは思いますが。その現地調査をする上で、やはり湯湾釜集落自体、海岸沿い、答弁にもありましたが、侵食状態というのが一番気になるところでもございまして、確かに用地の確保、面積が確保できた上で干満の差とか、そういったところもやはり調査の中に入れていかないといけないと、その上での用地自体がどの分、確保できるかというところにおいて、それからまた対応できるということになれば、その後にも事業選定とかです、そういった協議にも移っていけると思っていますので、まずは、その用地確保の上での干満差の潮の潮位変化、そういったところも調査の中に踏まえた上で、協議検討を進めていければというふうに考えております。

○5番（藏 正君）

多分、アダン林があるんですけどね、湯湾釜にも。あそこら辺が最悪のときでもアダン越えというのは、今まで過去にもそんな例がないので、そこら辺を基準に考えたらいいのかなというふうに思うんですけど、ごめんなさい、それは関連して聞きますけど、今度は選果場の下がすごい侵食されています。前、車で出入りできたところもすごく侵食されているんですけど、今回、さっき村長の答弁の中にあつた工事というのは、どこら辺までを予定にしているんですか。

○産業振興課長（福本新平君）

湯湾釜選果場の裏につきましては、令和4年の9月17日に接近しました台風14号、こちらによって今の既設の護岸、大体25m、約25mのほうは倒壊しております。今、そちらについては大型土のほうで緊急的に対応しているところでございます。湯湾釜選果場というのは、大雨等による避難所の指定にもしておりますので、緊急防災対策事業を活用してですね、湯湾釜選果場の施設の内部、そちらの補修とそちらにかかる部分ですね、選果場のおわり、あの辺までの約40mの護岸の工事のほうを今進めていく計画でおります。

○5番（藏 正君）

湯湾釜集落は以前にですね、なかなか浜が遠いということで、なかなか集落民が浜に下りる機会というのは少ないんですけど、船漕ぎの練習ぐらいで利用しているんですが、以前に湯湾釜の海岸で2年間ぐらい夏祭りを開催したことがあつて、そのときもすごく、集落もほとんど全員が参加さ

れてですね、そういった、あの時は楽しかったねというような話を時々します。この公園の話をしていきますと、まずは湯湾釜集落の皆さんがグラウンドゴルフをしない方でも、ああ、みんなで浜に下りる機会ができるねとか、いい公園になるだろうというような形で盛り上がってきているんですよ。先ほども壇上でも言いましたけれども、高齢者の方々の健康増進的なものとか、湯湾釜集落のレクリエーションの場とか、湯湾釜集落だけじゃなくて、ほかのグラウンドゴルフ愛好家の皆様方の利用とかも考えていくと、大変、すごいいい構想だと、集落の方々も言っております。ぜひ前向きな検討を進めていただきたいと思います。

次にうつります。ひらとみ神社の、やっぱりひらとみ神社については、僕だけでなく、ほかの同僚議員、みんなからひらとみ神社のことを文化財にできないのかとか、いろいろ意見が出てきているところなんですけども、どうしてもこの政教分離という課題が引っかかってきて、ずっと、その看板とかの立て直しとかやっているのは、もちろん分かっています。それもいい看板ができたねとかいう評価もちゃんと受けているんですけど、ただ、ひらとみ神社の、僕はこう、わざと化粧直しと書いたのは、神社としての風格というか、あそこに神社があるんだねというのが、やっぱり朱色、朱塗りの神社の色というんですかね、ああいったのが、大和村に緑の下に朱色というのはすごく映えるんですよね。ですから、社の化粧直しだけでもできないものかなというのがすごくあって、政教分離と申しますけど、合同会社ひらとみはひらとみの名前をいただいて会社が設立されているわけなんですけど、その政教分離という考えじゃなくて、合同会社ひらとみの事業の一環でやるというのは、その政教分離に反するんですか。引っかかるんですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

合同会社ひらとみでその補修作業、化粧直しを行う場合についてでございますが、合同会社ひらとみはその補修に関する経費の負担が、村の補助金なり助成金なり、そういったものが間接的に入るものについては、政教分離に抵触するのではないかというふうに懸念はされます。

○5番(藏 正君)

懸念はされますというのは、それはひっかかるんですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

これまでの全国的な事例を見ましても、政教分離に関する裁判というのが幾つか行われております。この裁判の中につきましては、例えば、自治体の首長が神社関連の式典で祝辞を述べた、こうしたことについても最高裁までの裁判の事例などがございます。そういった面で、懸念がある場合については、少なからずとも訴訟のリスクというものはあるものではないかというふうに考えているところです。以上です。

○5番(藏 正君)

訴訟の話が出ましたけれども、訴訟というのは、やってあとの事例ですよ。僕が聞きたいのは、この社の化粧直しをするのに、ほかは民間がやっているとおっしゃいますけど、なかなかその神社を化粧直しするぞという民間を組織してお金を集めてというのが、なかなか難しい状況だか

ら、ずっとこのまままきているんですよ。高千穂神社の管理のほうの方も、なかなかこの運営費の確保が難しいという話も出ていて、どこか運営してくれないかと依頼が来ているぐらい。要するにそういった維持管理費の捻出が難しくなっているわけですよ。だから、村に何とかできないかという話を僕なんかはします。だから、伺いたいのは、何とか化粧直しをする方法はないのかということを検討していただきたいということを申し上げているんですよ。僕が前に、平成29年ぐらいに、そういった同志を集めて、そんなことできないかということをやろうと思って、一回業者さんから見積りを取っているんですよ、その社の塗り替えだけ、中身は関係なく、外回り、屋根と壁とかの塗り替えだけするのに、どのくらいかかるかねと言ったら、その当時で70数万円の見積書をいただいています。足場組立とか、塗装費用とか、そういったもので70何万円。両方やっても150万ぐらいだねという話をしてまして、だけど、150万円を僕たちの活動の中で集めていこうと思ったら、昔、青年団のころにやったように、製糖会社を回ったりとかしていけば捻出できないこともないのかもしれませんが、そういう個人に託すんじゃなくて、何か大和村が、大和村にある大和村の宝物だから、大和村が方法を考えて、これは政教分離の形じゃありませんよと、そういった訴訟の問題にはなりませんよという答を出して、神社を守っていますよと。直 川智翁は、何かどこか逃げ道があるというような気がするんですよ。実際の神様じゃない。先輩じゃないですか、人間の、我々の。そこら辺をヒントに、その辺の神社の塗り替えをする方法はないのかということ、どこかに当たってみたり、調査したりしたことはありますか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

政教分離に抵触するかどうかについては、専門家のほうにアドバイスを求めたとか、調査したという経緯はございませんが、村といたしましても何もしないというわけではございませんで、実際、我々も先だって現場の確認をしてみました。現場の建物の状況を見ますと、爆裂などによるそういった破損などもほぼなく、外壁関係がカビやノリ、そういったもので汚れている状態にあるということが確認できましたので、神社の清掃につきましては、地元の思勝集落が年に最低2回から3回は清掃作業を行っております。実際に20年ぐらい前には、高圧洗浄機などを用いて、私もそうですが、屋根の上に登って清掃もさせていただきましたという経緯がございますので、思勝集落の神社清掃にあわせて村が協力をする形で、高圧洗浄機などを用いて清掃をすることで、比較的美丽な状態に戻すことができるのではないかと考えております。以上です。

○5番(藏 正君)

その思勝集落がですね、ひらとみ神社を愛して、大事にしていることは分かっているんです。それは分かっている。ただ、大和村にひらとみ神社があるというのを、その第一印象で見せるために、その掃除、今行政のちょっと応援をもらってという話はありませんでしたっけ。その応援をもらって塗装までは、ノリ落としだけじゃなくて。ちょっと先じゃないですか。ノリ落としの作業をするのに、朱色の塗り方までしましたという方法がないかということですよ、自分が言うのは。何か、何で塗るね。掃除できるのに、朱色の塗装はできないのという。みんなから見て、大和村に

来た人がね、温泉に行った帰りの人とかが、帰りがけに、ああ、ひらとみ神社ここにあるんだねというのがはっきり分かるように。今は緑の中に埋もれて屋根の、ノリの生えた屋根しか見えないからぴんとこないんですよ。だから、神社があるんだというのが、それにその何十万かの費用をかけるだけことが、何でこの政教分離という言葉の縛りの中で、ここまで難しいことになるのかなと思うんですよ。思勝集落が塗ってくれたら、それで多分オーケーだと思うんですよ、村が絡まなければ。何かそういった方法がないのかというのを、さっきそこまでの調査はしていないと言われましたけど、そんなに塗ったりしたときに、実際にそういったことになるのか、政教分離に違反しますよということになるのか、そうじゃない、これぐらいだったら別に大丈夫ですよということにならないのか、是非調査してくださいよ。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

その専門家への調査についてでございますが、やはり専門家も大丈夫ではないかというようなアドバイス程度のことではできると思います。しかしながら、最終的な判断というのは、司法の場で判断されることでありますので、専門家が言ったから必ずしも大丈夫ということではないという認識はしております。以上です。

○5番(藏 正君)

村長、誰が訴えるんですか。誰がその司法の場まで、そのペンキを塗ったぐらいで引っ張り込むんですか。それは、本当に裁判の中で、村が大きな責任をとるようなことになりますか。私はね、村長の覚悟一つで、そんなのはできると思うんですよ。そういったことをいろいろ聞いておいて、それが重大な裁判の事例になっていくというのは、到底考えられない。だけど、そういったことを言うことができなくなるんですよ、何でも。できない理由、まさしく。最終的なできない理由がここにありますよという、それはぼんやりしてて、本当にそうなるのかということとは調べてもない。たったその朱色に塗る作業がどうにかできないかというのを、再度検討できませんか。

○村長(伊集院 幼君)

議員のおっしゃることは分からんでもございませぬ。担当課が言うのは、基本的に政教分離の件で税金を我々が支出したときに、それが妥当なのかということ、もし訴えられたときがあるということの話を、今しております。我々も毛頭、行政がお金を支出することはできないという判断はしておりますけれども、人的協力とか、先ほど議員からございました合同会社ひらとみでの対応の仕方とかいうことが、なきにしもあらずかなと思っておりますので、我々も民間主導でこれまで神社建設には浄財をいただいて、一般の方がこうして寄附をいただいた中での建立されたものだというふうな認識が強いもんですから、民間が動いてくれるのが、私はこれが一番スタイルがいいのかなという考えも我々も持っております、それ以外のことが、まずは考えが出てこなかったというのが、今現状にあります。我々もどういう形で神社再建というか、修復をしていくことはできないかというのは、我々も庁内で議論はさせていただきましたけれども、言ってみると、税金の使い方を誤るといかにというのが我々の前提にあったもんですから、それ以外の形で対応ができるかどうか

かというのは、今一度私たちもちょっと時間をいただいて検討させていただければというふうに思っています。

○5番（藏 正君）

税金を使ってひらとみ神社を大事にしましたとあって、誰も文句を言う村民の方はいないと思います。だけど、それは政教分離のあれに引っかかるからできないと。だったら、例えば合同会社ひらとみは、いろんな事業を受けて収益を生んでいますよね。多分今、黒字の状況になっていると聞いています。その補助金を直接使うわけじゃなくて、その売上げの利益の中で、新しい活動としてひらとみ神社の修復等に当てていますよ。それは合同会社ひらとみの名前がひらとみ神社から由来をしているからですよということで、すごくその理由は立つと思うんですよ。その点については政教分離に反しないんじゃないんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

合同会社ひらとみが行う場合に、その補修に用いる資金の財源がどのものであるかということについては、専門家のほうに判断を委ねる必要があるかと思います。合同会社ひらとみはあくまで民間事業者でございます。しかしながら、村が100%出資をした民間企業ということで、どのような判断がなされるのかということについては、専門家のほうに一度相談はさせていただきたいと思えます。

○5番（藏 正君）

是非ですね、それを調査して、それでも難しいんだったら、合同会社ひらとみがどこかに寄附をすると。その寄附されたところが塗るんだったら大丈夫じゃないかと、その辺までね、どこまでいけば大丈夫なんだというのを、是非追及してもらいたいと思います。

あと、幼児保育体制の、前回は質問しておりますので、それについてどのように検討されているのかということでしたけども、大きく変わっているわけではなくて、変わってはいないけれども、今後、いろいろと検討していくという答弁をいただきました。一番うれしいのは、将来構想に向けてですね、いろんな意見を聞いていくという話があったので、少し安心しているところなんですけども、今朝、朝の一番のニュースで、たまたま世田谷かどこかで、保育士の集団退職というんですかね、保育士が保育士みんなで、ああ、これじゃ無理だと言って、みんなと一緒に辞めていっちゃったと、無責任な保育士たちだなと言われている反面、調査してみると、それは多分民間の保育所の話だと思うんですけど、賃金の未払いとか、いろいろなのがあってとかいう話なんですけど、だけど、そのテレビの中で言っていたのが、その保育士の人たちも、子供たちが好きで、賃金が安いのも分かっているけど、その子供たちの成長を見るのが楽しみなんだということで、ずっと携わってきている。だけどそれが、なかなか経営者のほうに、自分たちの自分たちが気づいている改善してほしいという案が届かないということで、みんなが一斉に、この保育所はだめだねと言って辞めていったという経緯らしいんですけども、今、大和村の保育体制の中でですね、私が保育士たちから聞く話と、早川課長のほうに届いていく話とに若干の食い違いが、自分が聞き取りをしている中

では、もうちょっと保育士が、あと各施設に一人ずつ増えてくれたら、もうちょっと余裕のある保育ができるんだけど。保育スペースに関しては、スペースに対しての不満も私のほうには届いていますけど、早川課長の答弁の中では、一応基準は満たしているという食い違いがあるんですよ。だけど、早川課長に伺いますけど、課長のほうに、いや、保育士の人数は足りないわけじゃないですよという情報と、私のところにきているもう1人、2人、増えてくれたら、もうちょっと安心な、もうちょっとゆとりのある保育体制が取れるのにと意見とがあることについて、今現在、どのように認識されていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員のおっしゃいますように、そういった齟齬の意見があるということも認識はしているところでございます。今年度におきましては、それは昨年度においての話であったかと思えますけれども、今年度4月以降、また人事配置体制なども変更しております、現在、直接的にも聞き取りをしておりますけれども、そのようなことは解消されているのではないかというふうに思います。また、足りない部分ということにつきましても、例えば、日中午前中の忙しい時間、あるいは子供さんの状態によって必要な場合ということもあるということも聞いておりますので、その時間につきましては、登録していただいている代替の保育士さんをその時間当てるといったことで対応しております、それについても保育所のほうからは、特段それで不足しているというふうな声は、現在はないというふうに認識をしております。

○5番（藏 正君）

たぶんね、今、課長の答弁の中でも、決して余裕のある保育体制じゃないと思うんですよ。たぶん、賄えていますよ、賄えているから不平としてもなかなか言えない。だけど問題なのはそのぎりぎりの状態と、保育士が今後将来に向けて保育士の採用が、保育士の確保がうまくいくのかというところで考えていかないとと思うんですね。前に申し上げたように、保育士がなかなか確保できないところの保育所というのは、みんな同じような問題を抱えています。保育士の意見がなかなか上に届かない、余裕のある保育ができない、賃金が安いとかいうことですね。だけど、保育士の確保が全然足りているところ、そこは保育士から保育士に連絡がいく。うちの保育所はこんなにして保育士の体制が十分取れているよ、スペースもあるし、賃金も高いよと、全部を満たすことは多分今の現状では無理だと思いますよ。だけど、保育士たちが今の保育士たちも、賃金をもっと上げろとか言っているわけじゃないんですね。そうじゃなくて、もうちょっと子供たちのことを心配なんですよ。ちょっと目も離せない。具体的に分校の0歳児保育のトイレに連れて行く間に目が少なくなる。残っている子供たちを見る目が少なくなるとか、そういった保育士たちが不安に思っているところの、そこに1人いたら、我々から見たら、ちょっと保育士が余っているんじゃないのに見えるかもしれないけど、実はその1人余剰ぐらいの保育体制のほうが、将来とか、いろんな意味において、保育所には必要な体制なんですよ。役場職内で職員同士がね、自分たちでこんなして職場改善の策を図って、効率よくしていこうね、少数制でやっていこうねというのは、対象者が園児とい

う対象者がいるんですよ。その対象者の子供たちをメインに考えたときに、安心・安全な気配りの体制が必要だと。その安心・安全な体制というのは、今の体制じゃなくて、もう1人ずつ、ちょっと余剰に見えるぐらいの体制を取ったときに初めて安心の体制で、そのときに保育士たちのストレスが解消されていく。まずはその辺の職場改善というのが、将来に向けて必要なんじゃないかなと思います。是非ですね、課長にもう一度聞きたいんですけど、自分のところに、また私も今回ちょっと時間がなくて聞き取りがうまくできていないんですけど、これからもしていきます。そのときに、やっぱり食い違いがあるようだったら、やっぱり課題を抱えているほうの意見というのを吸い上げるべきじゃないですか。足りている、ああ、足りているのねというのは、違うと思うんですよ。足りていますよという意見と、いや、足りていませんよという意見があったら、行政サイドとしては足りてないという意見を尊重して、どういうふうに足りてないのかというのを、具体的に調査する必要があるんじゃないですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まずですね、現在の体制で、もちろん基準は満たしているとは申し上げておりますけれども、それで十分である、満足であるというふうにお答えしたことは一度もないかと思えます。そのように認識しておりますので、現場の意見を確認しながら人員配置も考えてきているということ、まず申し上げたいと思います。その流れの中で、今年度、昨年度も現在より人数が、保育所の人数も多いということもございますので、もし、保育士の現場でも大変だったということも承知はしております。その上で、今年度におきましても各保育所から聞き取りをしまして、人数ももちろん配置基準というのは当然満たしておりますけれども、保育所によってはプラス2名というような配置もさせていただいております。その中で、もしそれでも不足というようなことが、もしあればですね、再度また確認をしながら保育所の運営というのがより安定して、安心してできるようにというふうなのも考えておりますので、そこについてはもう一度また再度になりますけれども、確認はしっかりさせていただきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

大和村はですね、ずっとへき地保育所しか開設してなかったところを、伊集院村長になってから、0歳児保育も始めるし、その前に学童保育も開設していただきました。だから保育体制についてはすごく進化はしているんですよ。だけど時代がどんどん変わっていく中で、その前に村長がその政策をとってきたおかげで、大和村に子連れで住んでくれている若い人たちは随分増えていますよね。だから今、保育所が分校にしても大和保育所にしても、要員も満杯になるぐらい利用されているということで、すごい効果が出ているんです。確かにすごいことなんですけど、今度、村長がいつも言ってくれる次の体制、次の、今までは預かり的のところだったけど、幼児教育に向けて次の対策に向けて動き出しますよというのを言ってくれているから、すごく心強いんですけど、村長に伺いたいのは、さっき言った余剰人員と思われる分、だけど保育所には大事な人員だと。それを全体的に財政の問題で、逆に、いや、これは必要ないというところに、財政の問題で切り詰めてい

っているところとかはないのかどうか、伺いたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

これははっきり申し上げて、僕なんか財政上で人間を入れてないわけではございません。やっぱり職員は必要だということで、毎年、保育士は僕なんかも募集しながら、やっぱり今、結局は会計年度の方もいらっしゃいますけど、その人を含めて、やっぱり正規な職員をレベルアップしていかなくちゃならないという認識の中で、私たちは職員採用試験をして、やっぱり人員の確保はしていこうと。そういう中ではおのずとしてそこに手が空いてくる人たちも出てくるんじゃないかなということで、我々としては今、人数的には足りている状況にありますけれども、今、議員の質問にもあったように、まだ不足の分が現場の中ではあるということであれば、もう一度現場から吸い上げていく意見も、我々もこれを継続しながらやっていきますけれども、やはり我々としては人員確保をですね、やっぱりこれからもその確保に努めながら、安心した保育体制をこれからも作っていきたいというふうに思っておりますので、今現在、これまでも議員のほうから幾度となく質問を受けている中では、我々も今、できることからさせていただいておりますので、もうしばらく時間をいただきながら、この第3期子ども子育て支援事業計画を立てる中では、次のステップに向けた、我々は保育体制の計画が図れるんじゃないかというふうに思っておりますので、我々もしっかり現場の声を受け止めて、体制づくりに努めていきたいということでございます。

○5番（藏 正君）

是非ですね、その現場の声、さっきから言っている、こっちには話すけど、直接話ができないとかいうことがないように、その少ない声も引き上げるような、そういった何か、体制というか、そういうような場を職員から意見が吸い上げられるような場を、是非設けていただきたいと思いません。

最後に、教員住宅について、これは法律で決まっているんですね。もう一回確認したいんですけど、公的に造る教員住宅は80㎡以内というふうに決まっているということですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

議員がおっしゃるように、・・・失礼しました、教員住宅のですね、学校施設環境改善交付金という補助事業を使うのであれば、その80㎡までが補助対象であるということが決まっております。以上です。

○5番（藏 正君）

例えば、さっき言いました6人家族だったり、5人家族、6人家族が実際には、特に大和浜の裏側、こっち側の何地区というか、そこにある高倉産業の後ろのほうにある教員住宅なんですね、私が言っているのは。あそこの造りが、自分なんか昔、同級生が来たときによく行っていたんですけど、確かに子供が4人いて、この基準は満たしていても、やっぱり狭いんですね。集落の人なんかを呼んで、じゃ、家で懇親会をしましょうかとかいうようなスペースを確保するのは、すごく難しいなというふうに思っていたんですけども、そういった家族連れが多い方には、特に1軒屋を

提供するとか、何かそういった対策、工夫とかいうのは、これまでされているんですかね。

○教育長（農原弘久君）

議員がおっしゃるように、私も教員をして、転々と教員住宅にずっと住んでおりました、本音を言えばもうちょっと広がったらいいなと思うことはしばしばありました。議員がおっしゃるように、私も現職時代は地域の方、保護者と一緒に我が家に招いて飲んだり食べたり、そういうことがありましたが、いかんせん、やっぱり法的にそういう決まっているというのがあれば、私どもいかんともしがたいなど。もっと広いところがほしいという方も実際いましたから、そういう方には民間を斡旋したりとかですね、そういうことはございました。

○5番（藏 正君）

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏 正君の一般質問を終わります。

次に、1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、1番、市田実孝が質問をいたします。

昔、日本中におきまして地方から大都会へ集団就職で、豊かさを求め人口の流出が続き地方の過疎化が進み、社会問題となりました。我々離島に育った子供たちも島を離れ、そのほとんどが帰ることなく、現在も続いて、この大きな問題を解決しない限り、流れを止めることはできないと思います。今後も労働人口の搾取を止めることは、地方の大きな課題となっております。先ほど総理会見において、人口減少に伴うこども未来戦略方針が打ち出され、子育て世代への少子化対策が打ち出されましたが、私たち地方における人口減少がそれによって大きく変化していくことは、期待されることも少ないと感じます。今後とも大和村の人口減少と高齢化の流れは引き続き同じように感じます。村として、今までにない思い切った政策を考えなければならないと思います。それに伴い、人口増加を図るために移住・定住支援制度について伺います。

1、移住定住希望者にどのような優遇そちがあるのか。

2、今後、労働人口の減少に伴う村内の雇用対策の面や、村内の空き家の増加が予想されることから、特にUターン希望者に対する支援を積極的に進めていく必要はないか。

2番、自主防災組織強化や支援について伺います。

2の1、災害時における自主防災組織の初動対応で多くの人命が救われていますが、組織の強化や支援にどのような対応をなされているのか。

2、各集落別に支給された防災機材等に不足品などないか、確認されているのか。

3、災害時に食料などの対策はどのように確認されているのか。

以上、壇上より申し上げ、あと自席にて質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の移住・定住支援制度についての御質問ですが、1番目の移住・定住希望者にどのような優遇措置があるのかにつきまして、現在、本村におきましては、移住・定住希望者のみを対象とした優遇制度は、Uターン促進を目的に大和村奨学資金制度利用者を対象といたしました奨学資金返済助成制度を除いては行っていないところでございます。移住者のみを対象とした優遇制度を実施していない理由といたしましては、移住者だけに恩恵のある制度を実施するのではなく、村内に居住する全ての村民が、大和村に住んでいてよかった、これからも住み続けたいと恩恵を感じていただけるような様々な取り組みを実施することが、定住を促進し、人口定着率を向上させるために必要であると考えられることと、移住者には優遇制度があるが、長年本村を支え続けてきている村民には何もないという不浩平感を生じさせないためでもあります。このように不浩平感なく全ての村民に恩恵が受けられる取り組みを実施することで、その効果が呼び水となり、大和村に住みたい、住んでみたい、大和村でなら安心して暮らせることができるなど、本村の取り組みに共感してくださる方々に移住をしてきていただくことが、持続可能な集落活性化につながり、小さくとも光り輝き続ける村を目指す将来像の実現が期待されると考えております。

2番目のUターン希望者に対する支援を積極的に進めていく必要はないかとの御質問でございますが、先ほども御説明いたしました、本村としましても村で育った人材が高等教育機関で学び、そこで習得した知識、技術を地元に戻元する流れを構築し、生産年齢世代の人材確保、地域産業力の底上げを図ること、そして定住人口の増、Uターンした若者が集落活動に参加し、協力することで集落活性化、地域力の向上を促進することを目的に、大和村奨学資金制度利用者を対象といたしました奨学金返済支援制度を令和元年度に創設し、Uターン移住の促進を図っているところであり、その成果は得られていると考えております。また、村外から村内への転入を促進するだけでなく、村内から村外への転出を抑制することも、定住促進の重要な観点であります。学びたいことが島で学べるなら島の学校で学を主題に、村内から奄美大島内の専門学校に通学する学生に対しまして通学費の支援を行い、奨学金返済支援制度と有機的に結び付けることで、島で学び、そこで習得した知識、技術を島に戻元するという良好な流れを構築することを目的に、島内専門学校通学費補助制度も併せまして令和元年度に創設をしており、生産年齢世代によるさらなる地域活性化、地域力向上を図っているところでございます。村当局としましては、これまでの取り組みを踏まえ、全村民を対象とした施策を実施することを前提として定住促進施策を検討し、進めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、2点目の自主防災組織強化や支援についての御質問でございますが、まず1番目の自主防災組織の強化や支援にどのような対応がなされているのかにつきましては、平成17年から18年にかけて、一度各集落におきまして組織づくりをしていただきまして、令和2年度には集落の現状に合った規約の更新をしておりまして、村内11集落中志戸勘集落を除く10集落におきまして自主防災組織

が構築をされている現状でございます。また、以前は防災訓練、防災避難訓練後に各集落におきまして自主防災組織に対する意識づけを目的に話し合いを持っていただき、危険箇所の把握等も確認をしていただいた経緯があるほか、防災リーダー研修会等が大島会場である際には、2名ではありませんが受講をしていただきました。今後の自主防災組織に対する強化や支援につきましては、令和4年度中に職員ではありますが防災士の資格を取得させまして、防災に関する必要な情報提供を行っていくほか、当初予算にも計上しておりますが、防災リーダー研修会鹿児島会場でも対応可能な予算計上をさせていただき、現在、各自主防災組織へ情報提供し、推薦者を伺っている状況でありまして、日程調整可能な方から受講してもらうことで、ソフト面での組織強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2番目の防災資機材に不足品などの確認されているかと、3番目の食料などの対策は確認されているかにつきましては、関連がございますので合わせて答弁をさせていただきます。

防災資機材における不足品の確認でございますが、近年はコロナ禍や天候不良で実施されておりません防災避難訓練の中で、以前訓練を実施したのちには、各集落からの反省や消防団からの意見等を聞き、また、記憶に新しいトンガ沖地震における潮位変化での突発的なJアラートが発出された後の反省や意見等も関係する団体組織から聴取させていただき、簡易トイレなど対応できるものから取り組みを進めてまいりました。また、各集落公民館と関連する避難所機能向上の意味も含め、事業導入による備品購入等も進めている現状でございますが、そのほか不足品に関しましても事務嘱託員及び消防団幹部会等において意見を伺っているところでもありますので、対応できるものから取り組んでまいりたいと思います。

そのほか食料などの対策につきましては、現在、緊急用食料といたしまして、村防災センターに非常食約1,500食と水をペットボトル500mlを764本と2ℓを168本の備蓄があるほか、戸円集落公民館には高齢者避難施設に水2ℓを186本の備蓄がございます。この避難時における食料に関しましては、過去実際の避難が行われたのちの意見交換の中でも自主防災組織、各事務嘱託員の方から台風被害を想定した避難の際は、避難まで時間的余裕があることから、各自の食料持ち込みの必要性もあるとのことから、防災無線での協力依頼を行った経緯もございます。このようなことから、自主防災組織としての自助と当局における公助の連携を念頭に、今後も防災力の向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

他の市町村でも同じで、人口減少というのはどの自治体も頭を悩ます問題かと思いますが、今後、人口減少が進みますとどのような状況に大和村はなっていくのか。ここで保健福祉課長に簡単な答弁をお願いしたいと思うんですけれども、現在、介護の関わるスタッフですね、ヘルパーさんとかを含めて、十分に足りている状態だと言えますか。また、今後、高齢化による介護者の増加に

より、介護の職員はどのようになっていきますか。予想で現場の担当者であられる保健福祉課長のお話を伺います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今後の人口減少ということについてでございますけれども、ただ人口が減少するというだけではございませんで、中身といたしましては、特に高齢者の割合というのが増えてくる、そして若い世代がぐんと減ってくるというような人口減少というふうに推測がされております。その点におきまして、当然、介護を担う人材というのは不足をしていき、介護が必要とされる年齢層というのが増えてくるということを考えますと、当然、現在でも介護のスタッフが十分に足りているかといいますと、募集をかけながら人員を確保しているという状況でございますので、十分足りているとは言えない状況と思いますが、今後もそのような状況がさらに加速していくというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。総務課長にお伺いいたしますが、村の人口が今後の推移で人口減少しましたら、役場の職員の人数とか、今、ここにおられる課長さんの人数とか、各課ですね、それを含めて財政規模とか、そのようなシミュレーションとかを村として作られたことがありますか。

○総務課長（政村勇二君）

私が平成30年総務課長に就任しまして、以前に、大分前の話ですが、市町村合併のときにそういったシミュレーションがあったという話は伺ったことはございます。現在においては、そういったシミュレーションも必要ではあると思いますが、詳細なシミュレーションはしていないところではございますけれども、実際、この人口減少に関しましては、地方交付税、そういったところの中の普通交付税の中の算定基準にも入ってくるというふうな話も伺っているところでございますので、そういった財政的なところの懸念もあるところでございます。しかしながら、以前、調べたところでございますが、現在の年代によってはですね、今現在の児童、小学1年生から小学6年生が確か村内60名弱、57名程度だったと思います。しかしながら未就学児、0歳児から5歳児までが63名か64名、現在住基に登録されている未就学児がですね、プラス妊娠されている方が6名という、年代によってはそういった人口増の減少、増加も見られているところでございますので、そういったところもうまく、その親世代とかもですね、そういったところも考えながら、この人口減少対策に向けての全体的な協議が必要になってくるかというふうには考えられます。

○1番（市田実孝君）

昨年ですね、私たち議員は和歌山県の北山村に視察に行かせていただきました。人口が420人、役場職員が26名、議会事務局長を含む課長が6人、財政規模が17億、特別会計4億5,000万、基金残高が22億、先ほど調べましたら、大和村の基金残高は6月現在で10億5,000万ということです。そういったところと移住・定住を40年前から進めている色川地区でいろいろ説明を受けて勉強してきました。そういった状況で、この北山村は生き残りをかけていろんな施策を打ち出して、財政

でいえば優秀かと思いますが、大和村はこのまま人口減少が進むと、人口が1,000人になり、500人になるときに、財政はうまくいかないんじゃないかと、私は推測されますが、総務課長はどう思われますかね。

○総務課長（政村勇二君）

前回の議会の初日に専決のときに、財政状況、基金の状況と起債の状況を答弁させていただいたと思います。確かに基金があるにしても、国のほうから基金の中でも財政調整基金の積みがありにも大きいと、今後、交付税の規模にも影響があるんじゃないかというところもございまして、現在、その基金の状況と今借金ですね、起債の状況、だんだんその額の幅自体は減額になっている状況でもございまして、やはり貯金があるからというわけではなくて、償還しなければいけない起債もですね、逆に職員を減らしたからといって、行政サービスの低下が一番いけないことだと思います。そういったところを踏まえますと、やはり必要な職員も必要ですし、その中では業務分担、業務内容、これからDXとか、そういった話も進めていく中での業務の在り方というのも構築しなければならぬという思いの中、そういった有利な起債に関しましても、うちの財政ともどもこれから勉強しながらですね、いろんな交付金等を踏まえた、そういったところも考慮して、この借金と、起債の借金であると、基金の貯金、そういった幅も減少させるように業務財政運営を構築していきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

交付税ですね、やっぱり人口に伴う市町村への交付税でありますので、人口が減少に伴い交付税も減っていく、そう推測されます。この北山村でも17億のうちの交付税は5億ぐらいしかありません。あとはいろんな村のひらとみのような株式会社じゃばらが一般財源をもってきております。似たような動きを少しでもですね、村長も考えられてひらとみを創設されたものと、私は思っておりますが、いずれにしろ、この人口の1人でも止めなければならないという概念から、他の市町村では移住者に対する支援がですね、調べてみると、今、たくさん載っていますよね、移住政策。例えば申し上げますが、一番近い村、三島村、離島ですね、そこでは思い切った政策をなさっているようです。1960年に1,360人いた人口が現在410人まで減少している。何とか食い止めなければならないということですね、このたび牛を1頭丸々差し上げますよと、生活助成金を夫婦世帯に月10万、子供が1人おれば2万加算して、3人目はもう1人いっしょに子供が、4人家族でも13万以上の生活助成金を支給しております。こういった似たような施策を、今各市町村が打ち出しておりますが、大和村ではそういった施策はもちろん御存知だと思いますが、いかが思いますか、企画課長。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

そのような移住者に対する特別な支援助成を各地で行っているということは、我々も十分把握をしているところでございます。本村のほうでも平成6年度に10年間の期限付きの、期限を設けました大和村定住促進条例を制定いたしまして、移住者に対して定住奨励金を交付する定住促進制度を

実施しておりました。しかしながらですね、先ほど村長の答弁にもありましたように、移住者のみにしか恩恵がない制度であるということから、従来から住んでおりました村民の皆様方から、何で移住者だけになんだと、不浩平感があるのではないかと、そういった声を受けたことなどがございまして、平成15年度に条例継続の議論もあったようではございますが、そのような声を受け、15年度末で廃止をしたという経緯がございます。やはり、我々が大事にしなければいけないのは、村長の答弁にもありましたように、長年村を支えてきてくださっていた村民の方々であるというふうに考えておりますので、全ての村民に対して効果のある施策を実施することが大事ではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○1番（市田実孝君）

その移住者だけという考えは、昨年、色川地区に視察に行ったときにですね、その北山村に行かれたときに、その小学校が30数名小中学生がいらっしやったんですけれども、全てが移住者の子供になったんだという話をお聞きしたと思うんですが、最初はですね、40年ほど前から人口がどんどん減っていくと、60代、70代、そういう世代がいらっしやる間は、家を貸してくれとか、空き家を貸してくれとか、譲ってくれとか、財産を譲ってくれとか、ちょうど現在でいえば、15年ほど前までは、そういった意見がたくさんあって、移住者もなかなか入りづらかったと。現在は、息子が帰って来るだろうとか、娘が帰って来るだろうとか、元気なうちはそういった親御さんがたくさんいらっしやったんですが、現在はそういう方々も年を取り、介護状態になり、移住者を受け入れる、素直に受け入れて学校閉鎖を、存続をなくしたらいけないということで、現在の状況は移住者の子供たちだけでしたよね。企画課長、一緒に行かれて、聞かれませんでしたか。そのとき、私たち議員にその村の状況を説明してくださった方は、役場の担当者でしたか。ちょっと伺います。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

色川地区で御説明をしていただいた方は、その方も色川地区のほうに移住をされてきた、そういった移住支援を行う組織の役員の方であったというふうに受けております。

○1番（市田実孝君）

その方はですね、総務省が派遣する、私が前の、前々の議会でこういった方を入れたほうがいいんじゃないですかというね、集落支援制度で集落支援員なんですよ、あの人は、役場の担当者でない。この北山村のふるさと納税に関することを説明した方も、役場の担当者ではありません。これはじゃばらの担当者で役場は一つも関わっておりません。発足当時はですね、関わっていましたが、今は独立でこの業務を行っているということで、役場の業務から外れて説明なさったと思うんですよ。役場はそこに関わりは今していませんと。そういった流れを目指すのが村長のお考えだと思いますが、いかがですか、村長。

○村長（伊集院 幼君）

移住・定住の施策はいろいろなやり方があるかと思いますが。これは全国的に成功事例もあるわけでございますけれども、我々大和村にあったやり方を、我々は進めていくべきじゃないかという

ことで、議会の皆さんの御理解をいただく中で、我々もこれまで支援策を進めてまいりました。移住者というか、Uターン者、Iターン者をこうしている中では、やっぱりその中には転出者もいると、その中で自然減少もあるというところで、今こうして減少がこうして進んでいる状況にございます。そういう中では、我々としても、まず先ほど私も答弁をいたしました、やはり不浩平感のない、住んでいただける、やっぱり地域づくりということを、我々も先に進めながら、そういう中で、今の和村の制度を活用して、こうして和村に住んでいただければというふうに考えているところでもございます。そういう中では、この10年間で和村の置かれた状況も大分変わってきたと思います。これからも、私は変わっていく中では、やっぱり和村の住みやすい環境が、私は整っていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、我々もしっかり皆さんの意見を踏まえながら、和村で住んでいただくような環境づくりにこれからも努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（市田実孝君）

思勝集落にですね、20年間住まわれて、さすがに、自分はもう帰らなくてはいけなくなった。ここで思勝集落で皆様と一緒に過ごしたいけど、理由がですね、兄貴が独り者で病気になる、弟の私は親は見なくていいんだけど、親を見ることになるということで、先ほど帰られた青年がいます。

この2番のですね、Uターン希望者に支援を進めてはどうですかということなんです。60代、70代、80代の方々がそろそろ介護状態になります。介護の平均年齢が日本全国に平均しますと、5年1カ月というような試算が出ています。介護状態に親がなったときにですね。そして、それに係る費用が560万とか、平均ですね、そういったことを耳にしますと、この優秀な環境の中で育て上げた子供たちが、親1人ではなくて、今、インターネットの社会ではワーケーションとかいうような施設もありますので、そういった方々を、是非島に帰れコールをですね、していただけないか。

年取る親は一人では、先ほども福祉課長がおっしゃったように、公的機関では限界がございましょう。ヘルパーの数、介護職のほか、諸々まだまだ必要になるでしょう。

話を変わりますが、鹿児島県では国際交流事業というのを教育テレビとかで聞きますが、海外に派遣するような子供たちをですね、そういった事業がありますよね。教育委員会、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

企画観光課のほうで、今度台湾への交流派遣、それはありますけれども、今おっしゃっているようなことはまだちょっと、申し訳ございません、ちょっと勉強不足でまだ。

○議長（奥田忠廣君）

市田君、質問主意書にないのは。

○1番（市田実孝君）

いやいや関係あるんです、これは。関係あるから今しゃべっているんです。そこで止めてもらっては、こっちは話できないでしょう。関係があるんですよ。

○議長（奥田忠廣君）

答弁できないような質問でしょう。どれで関係がありますか。

○1番（市田実孝君）

関係がありますから聞いておってください。このたび予算で国際交流事業というのを企画はね、村長の心意気でされたと思いますが、それは大和村内に住む全ての子供たち、中学生対象ですよ。何人ぐらいですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

対象は大和中学校の2年生、3年生が対象となっております、17名です。

○1番（市田実孝君）

あのですね、大都会へ離れた子供たちは、大切にこのようにしてね、国際交流事業とか、村長の判断で、これ国際交流事業、県でいえば数名ですよ。数名の方、県でさえ数名の方しか行けないのに、大和村は全てを対象にして行けるという地域なんです、ここは。だから、これほど恵まれた環境で育てることができる大和村だから、大阪とか東京に住んで家庭を持って、交流事業なんか行こうなんてできないわけですよ。だから、このUターン者の子供たちに、育てて行った子供たちに、この立派な大和村に帰って来て、親を見ながら生活したらどうですかということをおPRする必要があると思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

そのUターン施策につきましては、やはり先ほどから申し上げておりますように、Uターン移住者のみに対する優遇制度というのが、やはり以前、定住奨励金の事例からもあったように不快感があるということがございましたので、そのような実施につきましては、類似制度の実施の有無も含めまして慎重に対応を図る必要があるのではないかとこのふうには考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

島を離れた子供たち、昔はいえ、所得格差があつてですね、大和村は貧しくて、離島は。やっぱり大都会へ出て働いていけば、立派な生活ができるということで離れていっているわけですよ。今、社会の労働ワークをこれほど変化してきたわけで、所得の格差も離島と大都会と、まだあるかも分かりませんが、以前と比べればだいぶ解消されてきております。島の育った子供たち、世帯を大阪、大都会福岡で持っておられる子供たち、このようなふるさと大和村に帰れコールをですね、何らかの機会をおPRをですね、親御さんたちを通じてなされる必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、総務課長、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

やはり、そのUターン者に対する声掛け、どういったタイミングで、どういった方法でできるかというのをございます、一つ、島外における様々な郷友会等がございます。鹿児島、関西、関東、そういったところにおいてもですね、その子供たちだけではなくて、逆に高齢者でも住みよい村なんだよというような周知ができるというふうには思いますので、そういった声掛けはそのタイミ

ングでもできるというふうに考えております。そのほか、また実際、学生たちで島外に就職している人たちに対しましてもですね、こういった形の周知ができるかというのは、また広報部門とも協議を進めながら対応が、取り組みを進めていければというふうに考えます。

○1番（市田実孝君）

働く場所、名瀬市内も村長の努力で宮古崎トンネルも開通し、一昔前と違い15分で市内へも行ける状態だと、このように環境も恵まれてきているよということで、是非ですね、あらゆる郷友会の場所であり、島に帰ったらどうねと、それには助成金なんかも考えていくよというような村になっていただきたいと思います。

続きまして、自主防災組織に移らせていただきます。5月16日に全市町村議員研修会が鹿児島において行われました。その講演で、自主防災に関する貴重な研修を受けさせていただきました。それに伴い質問を上げさせていただきました。村長の先ほどの答弁で、全集落11集落のうち10自主組織があるというふうに伺いましたが、実際に自主的に各区の防災訓練とかをなさった集落はございますか。

○総務課長（政村勇二君）

各集落の各個団体での活動というのは、全体の防災避難訓練を主にですね、そのときにまとめて避難訓練を実施した経緯がございます。しかしながら、その自主防災組織の中における、例えば、親子会と申しますか、子供たちを保護する保護者たちの皆さんたちの呼びかけによって、避難訓練ではないんですけども、夏休み前の心肺蘇生法であったりとか、そういったところの訓練というか、研修を行ったという報告は受けているところでございます。

○1番（市田実孝君）

災害時ですね、人命、一番、人命を救助するに至ったのは、どうかと分析されておりますが、この地域の自主的な隣近所ですね、そういう方々の努力によって助かっております。この熊本県の西原集落のですね、当時の税務課長56歳が、西原集落出身でありましたので、見に行きましたらとんでもないことになり、すぐにですね、住民は消防なり、役場なりを口に出したそうです。13年前の豪雨災害のときに、恐らく役場は全集落から電話が来てですね、対応に困ったと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

平成22年だったと思います。豪雨災害のときはですね、私自体も建設課のほうに勤務しておりますが、当時、ひどかったのはやはり大槌大金久ぐらまでの豪雨で、下方地区に関してはそこまでなかった、全集落ではなかったというふうに認識しております。そういった中での、その後、分かった災害がですね、村道を含めると、100カ所近くの路肩決壊や崩土等、そしてまた集落においても崩土等のそういった災害が起きまして、確かにそのときには役場庁舎自体も浸水ぎりぎりであったというふうな記憶もございまして、確かに各課、問い合わせ等、そういった各方面においては子供たちの避難、学校における避難等も対応を図ったところもございまして、各課における通報が

混雑したという記憶がございます。

○1番（市田実孝君）

この課長が申しますには、当時ですね、学校に避難してきた方々に、消防なり役場なりの救助とおっしゃったんです、周りの方は。いや、役場は来ませんよ。消防も来ませんよ。こういう状態でどうして来れるんですか。自分たちで助かる道を2日、1日、自分たちで飯を食って、自分たちで助かる道を探しましょうということで、急きょ、自主防災組織をその課長が立ち上げて、奇跡の、日本ですね、災害の奇跡の村といわれた方みたいですね。そのときには、けがをした人を救うために、保健室を破っていいから、ドアを破っていいからと、何かそこには包帯でも何でもありますでしょうということでなさったみたいですね。急きょですね、引退なさった看護婦さん、給食のおばちゃん、その人に握り飯を焚いてくれと、役場は持ってこれないよと、この道、どうして持って来れるんですかということをおっしゃっておいりました。それに関連してですがね、また議長、止めないでくださいね。診療所はですね、そういった災害時に何時でも開けられるような対応はなさっておりますか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

診療所としましては、災害、想定できる災害と、想定できない地震等の直下型の災害があると思います。いずれにしろ、AED等の救命救急資機材、それと急性期の疾病に対応する医薬品等を救急箱等に随時準備して、今、して、先生の車両、行けるところは車両による災害現場、避難所等への往診、また診療所のほうに来れる状態であれば外来時間外等を含めた外来で対応する状況はつくっています。いずれにしろ、出動時には二次災害等も考慮しなければいけないということで、災害本部、また消防等と連携を図りながら対応していくこととしています。以上です。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。サイレンもなりましたが、まだ12分ほど残っていますので、要約して話したいと思います。現実ですね、自主防災組織、島々で作っておられます。調べてみますと郡内の市町村、集落区長さんとか、知り合いがおるもんですから聞きますと、自主防災組織に5万円を支給されたと、今年です、今年からなんですけども支給された。それは何に使うかと、集落がほしい資材、担架とかですね、座ったままで運べるような担架ですね、そうしてサーチライトを買ったところもあれば、保存食料5年分の保存食料を買ったところもあるようです。いろんなこういう思いの資材を、ただもうあなた方の形でその分使ってくださいという感じですね、なさっているようなところが聞きますが、やっぱり自主防災組織訓練をやった場合はですね、お年寄りがおられますので、一応、公民館に集まって消防署職員を呼ぶなり、講演をするなりしましても、やっぱりお茶菓子なり出さなければいけないでしょう。ただもう終わったら帰ってくださいということでは、なかなか防災、人も集まらないでしょう。そういったことを含めて、村としても今後、このようなこと、助成金をですね、考えたほうがいいと思いますが、総務課長いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この自主防災組織が平成17年から18年、規約を作って構築されました。令和2年度で新しい現状に合ったものに更新されております。その組織を構築した当初といたしますか、若干ずれ込むんですけど、平成22年度にですね、11集落中10集落に対しまして、やはり要望を取ってですね、必要な資機材、当時、31種類の171品目に対して各集落132万8,993円、それを一度、10年前の話になりますが、資機材を、ヘルメット等、そういったものを準備していただいて、助成金として配付しております。近年また自主防災組織、10集落中大棚集落を除くほかの集落はほとんど区長さん、事務嘱託員が規約の会長になっているものですから、そこの事務嘱託員の会の中でも協議しまして、先般、消防団の幹部会、今年度になるんですが、そこでもそのほか必要な資機材はないかというような問い合わせもしている状況でございます。自主防災組織とは別に、消防団への資機材としても、また移動式の発電機であったり、照明器具、そして拡声器、トランシーバー、防塵マスク、眼鏡等も年次的に準備手配している状況でございますので、今また自主防災組織における事務嘱託員及び消防団員等のそういった要望も踏まえて、取り組みができるものから進めていける、順次進めていければなというふうには考えております。

○1番（市田実孝君）

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。なお、13時30分から再開をいたします。

休憩 午後 0時05分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。6番、勝山浩平です。質問の前に、先日、島内で治療を受けることができない病気を患っている住民から相談を受けました。本村には当該受診旅費助成事業がありますが、病気が重度であるため現行の助成内容では不足が生じているというものでした。これを保健福祉課に相談をさせていただくと、今年度から旅費と宿泊費の助成内容が拡充をされ、相談者も大変喜んでおりました。村当局の困っている方に寄り添うという姿勢、また迅速な御対応に敬意を表します。

それでは質問に移ります。

まず、会計年度任用職員のボーナス拡充を求めて。自治体で働く非正規職員のボーナスを拡充する改正地方自治法が4月に成立をして、期末手当に加え2024年度からは勤勉手当も支給できるよう

になりましたが、改正法は地方自治を尊重する観点から、支給するかどうかの判断は各自治体に委ねております。処遇改善を図るためにも勤勉手当を支給していくべきではないでしょうか。

次に、こども政策を政治のど真ん中に据えた社会の実現を目指して。こども基本法が昨年成立をして、4月には子ども政策の司令塔となるこども家庭庁が発足しております。こども基本法は子どもの社会参画の機会確保や子どもの意見の尊重を基本理念としており、その実現のためには当事者である子供や若者が意見を表明し、村の政策に反映させる仕組みが大切になると考えますが、現在実施をしている子ども議会の拡充や新たな取り組みが必要ではないでしょうか。

次に、災害時の避難所の生活環境対策を求めて。指定されている各避難所の耐震性能と水や食料、医薬品など災害備蓄品の備えはどのようになっていますでしょうか。

津波から避難をする場合、自分が住んでいる場所の標高に応じて避難方法は変わることになりますが、集落内の標高と予想される津波の集落ごとの高さを正確に把握をして、個別避難計画を立案していくべきではないでしょうか。

授乳や着替え、洗濯、トイレの安全、生理用品の配布など、女性による避難所運営が求められますが、その対策はどのようになっていますでしょうか。

ペット同行避難について、ガイドラインは作成済み。分かりやすくして完成次第、配布をすると答弁をされておりますが、配布とペット同行可の避難所開設ができるようになるのはいつごろでしょうか。

次に、小学校の在り方に伴う住宅制度の柔軟な運用を求めて。村が示す各小学校存続という方針の実現のためには、児童の確保が必須であると考えます。児童がいる世帯が現れ、入居できる住宅があったとしても、公募であるため移住を決意できないという事例が発生しておりますが、村長の特任制度により、優先的に入居させることはできないでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、勝山議員の質問にお答えいたします。質問は4点いただきました。1番目の会計年度任用職員のボーナス拡充を求めての御質問、3点目の災害時の避難所の生活環境を求めて、4点目の小学校の在り方に伴う住宅制度の柔軟な運用を求めてにつきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。2点目の子ども政策を政治のど真ん中に据えた社会の実現を目指してにつきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、会計年度任用職員のボーナス拡充を求めての御質問でございますが、令和2年度に会計年度任用職員制度が全国的に始まり、正規職員の給与表を用いた給与体制と休暇制度の構築が図られたところであります。これまで、会計年度任用職員におけるボーナス、賞与に関しましては、現在、職員同様年度ごとの人事院勧告による支給率の変動はありますが、期末手当を正規職員同様の率の下に年2回支給をされている現状であります。

このたびの勤勉手当支給に関しましては、県総務部を通じて令和5年5月8日に総務大臣通知に

よる地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行についての通達が来ているところでございますが、これは自治体の判断によって支給するようになってくると認識をしております。今後、国の動向における財政措置や支給の考え方のほか、会計年度任用職員における人事評価の在り方などの詳細マニュアルが示されてくるものと思いますので、その際には十分な検討を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の災害時の避難所の生活環境対策を求めている1番目の各避難所の耐震性能についての御質問でございますが、各集落公民館を主に学校やその他公共施設など25カ所を指定避難所として防災計画に明記しており、そのほとんどが鉄筋コンクリート造の施設でございます。昭和56年5月の建築基準法改正により耐震基準の考え方が更新され、56年5月までに建設された旧基準のものにつきましては、震度5程度の地震で大きな損傷を受けないことであり、新基準のものについては震度6程度の地震で建物の倒壊、損傷を受けないという基準になっております。昭和56年以前に建設され、平成28年度以降に耐震検査を実施し、耐震改修が必要とされた役場及び大和小学校の一部については改修済みでございます。その他の建物につきましては、全て昭和56年度以降に建築されたものであり、新基準に基づくものとなっております。

次に、2番目の備蓄品の備えについての御質問でございますが、お粥やレトルト食及び備蓄用パンなどの非常食や水に関しましては、村防災センターにて一括管理してございまして、期限があるものに関しましては、随時更新を行うほか、戸円集落にあります高齢者避難施設にも水の備蓄を行い、特養職員にて管理を行っております。そのほか、マットレス、毛布、パーテーション、簡易トイレや子供用及び大人用おむつなどの備蓄が村防災センター備蓄倉庫に備蓄されている状況であります。中には備蓄機関の短い粉ミルク等においては、毎年更新を行い、期限前に乳幼児をお持ちの世帯に無料配布を行うことで、備蓄品の適宜対応を図っているところであります。

医薬品につきましては、現在備蓄をしていない状況ではありますが、大和診療所との連携を図ることで緊急事態の対応が取れるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3番目の集落内の標高等、発生する津波の集落ごとの高さを正確に把握して、個別避難計画を立案していくべきではないかとの御質問でございますが、平成23年度に公民館をはじめ各ポイントとなる電柱等に海拔表示板設置を行いました。経年劣化による見えないものもあることから、今年度公民館避難所に設置しております避難所表示板を更新する予定でございます。そのほか、高台避難を想定した緊急一時避難場所への村道等においても、海拔表示掲示物の経年劣化が見えることから、今後、更新をしていきたいと思っております。

個別避難計画に関しましては、現在、各自治体の努力義務になっているところであり、要配慮者に対しての要配慮者個別避難計画を福祉部局、自主防災組織、民生委員や訪問介護ヘルパーさんの協力を得ながら、昨年度途中から作成に取り組んでございまして、今年度内において完成を予定しているところでございます。

この要配慮者に認定されず、各自主防災組織の判断による配慮者の対応についても、各自主防災

組織及び消防団と情報共有の上、対応について取り組みを進めていければと思っているところであります。

そのほか、近年のコロナ禍や天候不良により実施できていない避難訓練を今年度11月の世界津波の日前後に日程調整を行い避難訓練を実施することで、避難の在り方や防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、4番目の女性の視点による避難所運営対策についての御質問でございますが、過去の国内における避難所運営に関しましては、様々な報告がなされており、被災者の声としてプライバシー確保の問題や女性や高齢者等に対する配慮の問題など、その運営の在り方について関係する団体との連携は必要であると感じているところであります。中でも、女性の視点による避難所運営対策におきましては、防災センターの備蓄倉庫には授乳や着替えに必要なパーテーションや乳幼児対応の哺乳瓶及び粉ミルクのほか、生理用品につきましても備蓄をしております。そのほか大人用と子供用のおむつについても備蓄をしております、想定される物品に対する事前準備はできているものと思っておりますが、避難所における配慮の面におきましては、避難所管理者に男性だけではなく女性の協力を得ながら配置するなど、自主防災組織とも連携をし協議を進める上で対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、5番目のペットの同行避難についての御質問でございますが、昨年12月の事務嘱託委員会におきまして各区長さんともども協議をさせていただきました。その中で、飼育されている方への周囲に対する配慮が必要であることや、同行避難に対し必要な措置だと思いが、アレルギーや動物が苦手な人もいる中での対応をどうするかなど、御意見がございました。

このような御意見を踏まえパンフレットを作成し、ペット登録の際や狂犬病注射の際に配布予定としておりましたが、同行避難可能な避難所選定を検討中でありまして、決定次第、ペット登録をされている世帯へ配布をしたいと考えております。

次に、4点目の小学校の在り方に伴う住宅制度の柔軟な運用を求めている御質問でございますが、まず、村が管理する村営住宅、定住促進住宅合わせ、現在195戸数でございます。公募に関しましては、昨年は準備ができたところから年5回の公募をかけ、公募期間を約2週間設け、村ホームページ等でも周知を図ってまいりました。また、今年に入り、2月と4月に公募をかけ、3戸が入居申請がなく、4月以降の転居戸数も合わせますと、6戸数空いている状況でございます。最近では集落を限定した問い合わせ等もあり、入居に至らないケースもある中、公募における内容に世帯向け住宅の公募と単身向け住宅に分け周知をしており、児童がいる世帯においては世帯向け住宅の該当であります。希望する集落での住宅に重複した申請があった場合は、抽選により決定しておりますが、抽選により外れた方へ改めて空き住宅の情報を提供し、入居に至った経緯もございました。村営住宅における条例につきましては、公営住宅法を基に制定されておまして、入居の公募の方法、公募の例外、入居者資格の特例など、質問にある優先的な入居させることはできないかに関連する条分がございます。その中で、基本的には災害による住宅の滅失や不良住宅の撤去、公営住宅

借上げに係る契約終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除去について、公募を行わず入居をさせることができるとされております。そのほか、平成25年6月27日に国土交通省住宅局から公営住宅に係る優先入居の取り扱いについて、技術的助言が発出されておりますが、その中でも公募によらず特定の者を公営住宅に入居させることができる場合は、災害不良住宅の撤去、公営住宅借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の撤去とされており、事業主体が独自に特定入居の事由を設定することはできないので注意する旨の通知がございました。こういったことから、村営住宅における児童のいる世帯への特定入居の制定は難しいと判断いたしますが、該当世帯への入居における抽選の際に、2回抽選が行えるなど、倍率優遇措置が可能か、まずは調査なども進めさせていただきたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

2点目の子ども政策を政治のど真ん中に据えた社会の実現を目指しての御質問でございますが、本村では子供や若者の意見を表明し、村の政策に反映できる仕組みを経験する子ども議会を実施しております。各小学校より代表の児童が議員となり、村の発展のために建設的な意見をだし、それに対して各課が答弁を行う取り組みであります。多くの自治体で行われる子ども議会において話題になるのは、単なる体験で終わっているのではないかということです。村の政策に自分たちの意見が反映できる貴重な体験とするためにも、議会の持ち方についてはより現実的な議論ができるように工夫していく必要があります。本村の子ども議会は、将来の大和村を担う子供たちが、本村の地域や社会について主体的に考え、自らの夢や志等を提言することにより、村政への関心を高めることや行政や議会の仕組みを学ぶことにより、政治への関心や理解を深めるとともに、村づくりに進んで参画する意欲や態度を育むことをねらいにして、令和4年度までに10回実施しております。これまで子ども議会の議題については、毎年各課で確認し、対応が必要であると判断したものは、今後どのように対応していくのかを回答してもらっています。対応する各課においても子供たちの声を大切にし、慎重に協議して回答しております。子供たちから寄せられる声は、学校施設の整備に関わる内容、よりよい学習環境を整えるための要望、地域の生活をよりよいものにする内容など幅広いものになっており、それらの意見が可能な限り実現できるようにしております。また、子ども議会での答弁や対応については、各学校にその情報を下ろし、子供たちの声が村の政策にきちんと反映されていることを実感できるようにしております。子ども議会の狙いを子供たちにきちんと説明し、自分たちの生活や村の発展のためにどのような提案ができるのかを吟味させることや、提案内容がきちんと実現されていることを意識させることを行うことで、子ども議会の充実を図っていきたいと考えます。

この子ども議会での経験をさらに充実させるためにも、学校教育の中で自己決定の場の提供に努めています。例えば、授業の中で自分の考えや思いを堂々と発表することや、友だちの意見をしっ

かりと受け止めることができるようにすることや、自分で方法や進め方を決めて学習を進めることを低学年のうちからどんどん経験させることを行っています。また、学級活動の中で行う話し合い活動においても、議題の選定や話し合いの進め方について学ぶ機会を大切にしています。

議題としてふさわしい内容とはどのようなものなのか、どのような視点を持って意見を伝えると説得力が増すのかといったことを経験を通して学ぶことが大事だと考えております。まずは学校現場では小学校、中学校段階で自分の思いが大事にされる経験を十分に味わわせることを第一と捉えております。また、子供を取り巻く環境での問題として、虐待や暴力の問題をよく耳にします。子供の命を守るためにもスクールカウンセラーによるSOSの出し方を教育の実施など、自分が困ったときに一人で抱え込まずに、誰かに相談することが大事であることを、授業を通じて考えさせています。このような学校教育での取り組みを基盤にしながら、家庭での子供たちの関わり方についてもきちんと子供の意見、思いが尊重されるような接し方ができるように啓発を図っているところがあります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

会計年度任用職員からですね、議会のほうからも処遇改善を図ってもらいたいというのを、これまでも再三要望、提案しておりますが、また3月議会でも議会の意見書として処遇改善を図るよう提出をしておりますが、本村の会計年度任用職員100名ほどいらっしゃるということでしたけれども、日々ですね、住民サービスを向上させるために尽力をして頑張っていると思っておりますが、村当局において会計年度任用職員に対しての見解はどのようなものですか。

○総務課長（政村勇二君）

この会計年度任用職員、まず数でございますが110名いらっしゃいます。プラス各集落における事務嘱託員、区長さんですね、集合徴収等徴収業務もあるためプラス10名、会計年度任用職員として通知を任命しているのは120名、うち今回の勤勉手当に該当する職員は110名いるところでございます。このやはり会計年度任用職員、職員数が74名に対しまして110名の会計年度任用職員がいらっしゃるわけでございますが、やはりその用途といたしましては、行政サービス、なかなか職員が直接できないところ、人間的な一番多いところでございますと、大和の園の介護業務であったり、そのほか診療所における正規看護師のほか、看護師等、そして保育士、外局等も含めての従業員でございまして、一般業務を含めてですね、必ずやはり会計年度任用職員の業務も必要とするところでございまして、その110名、確かに多い人数ではございますが、この人たちの御協力なしには行政サービスをうまく運営できないという認識でございます。

○6番（勝山浩平君）

会計年度任用職員、本村の行政運営に大きく寄与されておりますが、今回、法律が成立をして勤勉手当を対象にしますということが決まりましたけれども、報道ベースでは、これ、増える分は交

付金で手当をしますと国が言っていますが、違いますか。

○総務課長（政村勇二君）

この会計年度任用職員制度が令和2年度に始まったときにもですね、その交付金制度で地方交付金の中で対応していくというところで財政措置がされているところがございますが、当時計算いたしますと、当時、いらっしゃって、令和2年度から会計年度に制度が始まるということで、約人件費が2,000万ほど上がったことに対して、財政担当のほうで計算いたしますと400万程度の措置はされているという認識でございます。今回、この110名の会計年度任用職員を職員ベースの同率、年間0.96月分掛ける2回、年間、いたしますと約3,600万円ほど、概算の数字でございますが、それぐらいの人件費増になる見込みでございます。その交付金の中身が実際どういった算定でくるかというところは、まだ国から示されていないところでもございますので、確かに交付金制度での財政措置はされるというところも伺っておりますが、その詳細についてはまだ未定の状況でございます。

○6番（勝山浩平君）

国から財政措置があった、ある、幾らかはまだこれからの計算ということでしたけれども、国からの財政措置があるという流れの中で、本村としては、この勤勉手当支給をしますか。

○総務課長（政村勇二君）

これから正式な国からのマニュアル指針等が発表されると思います。それにのっとる上で対応していきたいというところで考えておりますが、この勤勉手当は期末手当と違いまして、一番は人事評価、この人事評価制度というものがどこまでの人事評価になってくるのか、そういったところの再構築も必要になってくるものですから、そういった細かなマニュアル指針等が発表され次第、こちらのほうでも善処を前向きに検討していければというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

・・・なってきますよね。こういった方針が示され次第、早ければ9月ですね、にでも議案を、改正の議案を上程をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに早めの条例上程ができればというところでもございますが、やはりやる以上はきちっとした形の条例制定を考えておりますので、間違いなく年度内での条例制定は考えているところでございますが、今、段階で9月に上げたいというところも、まだ正式な国からの指針が示されていないところでもございますので、そこはまたできれば早くというふうには考えておりますが、まだ未定、年度内には制定していきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

ちょっと通告書とはずれますけど、また戻りますので質問させてください。本村会計年度任用職員、フルタイムとパートがいますよね。1日7時間45分働いたらフルタイム、44分だったらパートとなりますよね。フルタイムの会計年度任用職員は本村にありますか。

○総務課長（政村勇二君）

全てパートタイムの会計年度任用職員でございまして、フルタイムの会計年度任用職員はございません。

○6番（勝山浩平君）

会計年度任用職員制度が令和2年度始まって、そのときに15分間時間を減らして全員パート、職員にパートタイムで任用するようしておりますけれども、15分減らした勤務時間を減らした理由は何ですか。財政上の問題ですか。

○総務課長（政村勇二君）

この会計年度任用職員の算定にあたってでございますが、当時の臨時職員の給与から会計年度任用職員を全てベースアップをするというところで時給計算をしている中でございまして、その中で各担当部署における就業時間を見直したところでございます。そういった中で、7時間44分ではなくて、7時間30分ですね、パートタイム会計年度任用職員がそういった中で、それに対して就業時間、1週間の就業時間等もございまして、やはり土日必要な就業に関しましては時間を6時間とかいう設定もしているところでございまして、そういった各所掌、各課における一般業務と照らし合わせた就業時間でのパートタイム会計年度任用職員での時間設定をさせていただいております。

○6番（勝山浩平君）

フルタイム職員は退職金対象になるんですよね。7時間30分に勤務時間をそのとき、当時縮めた理由は何ですか。

○総務課長（政村勇二君）

全てそのパートタイム会計年度任用職員にした理由でございまして、やはり就業時間もあわせて110名、今現在110名に膨らんでいる会計年度任用職員を、当時働いている方たちの雇用も守りつつ、プラスアルファ、就業時間、就業人員も考慮する上で、やはり多くの人間の雇用も必要であろうというところから時間設定をしております。そういった中で、またその財政上のところにおいても、確かに1年1年契約をする中で、退職金というフルタイムにおいては退職金が発生するところでもございますが、この会計年度任用職員においても年次的に昇給をする、3年間は昇給をする制度でもございまして、そのほか就業時間を7時間30分に見直したところで、それ以外の時間外手当に関しましては全て100%、会計年度任用職員は基本的に見ているところでございます。そういった中で、会計年度任用職員自体が時間外手当を望まない、例えば家庭の事情等において、やはり代休処理、また週休の振り替えが必要というところであれば、またそのときには適宜対応を図っているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

勤務時間を7時間30分に縮めたというのは、財政上の理由ですか。

○総務課長（政村勇二君）

やはり継続してパートタイム会計年度任用職員が3年間以上、そういった継続して対応を図って

いただきたいという思惑もあるものですから、そういったところからまず考えたところでございます。

○6番（勝山浩平君）

総務省が調査をしているんですよ。そしたら、本村と同じくフルタイムから短くしてパートタイムとした自治体が40%ほどあったそうです。総務省が通知を出していますよね。一般的に理解を得られる合理的な理由がなければ見直しの検討が必要だ。これは2022年1月。財政上の理由からパートタイムにしているのであれば適切ではない。勤務の実態を把握した上でフルタイムでの任用を含め検討が必要だとも通知をしております。

これ、今一度内容を正職員並みとかまではきませんが、会計年度任用職員がこれだけ大和村の業務に貢献をしている中で、見直し、総務省が言っているように見直しの検討は必要ではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、大和村内での状況でもございますが、会計年度任用職員においてはですね、やはり今、職員が74名、会計年度が110名と申し上げましたが、そういった会計年度任用職員自体の組合組織も構築できないかというところの動きもございまして、それは職員組合からの情報も得ているところでございます。そういった中にもおいてですね、やはりそういった職員組合を通じてですね、会計年度任用職員の雇用のあり方、そしてまた組合組織ができることによって新たに又正式な労使交渉も行われるというところもございまして、そういったところでまた調査を進めてまいりたいというふうに考えます。

○6番（勝山浩平君）

確認ですけど、会計年度任用職員が職域労組を立ち上げて、労使交渉を行って、自分たちの処遇、給与の内容、勤勉手当、期末手当諸々、退職金含めて、そういった要望があったら、それは交渉する余地があるということですか。

○総務課長（政村勇二君）

組合組織になったときには、正式に要望書等を上げていただきまして、そういった中で当局とのやりとり、現在も職員組合とのやりとりをしているところでもございますので、そういったところでの対応になろうかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

この議会の初日の補正予算で、三役幹部の給料を元に10%戻すという中の質疑応答の中でですね、村長、国の制度に沿って対応と答弁されておりますけれども、村当局の考えとしては、全国を見渡すと独自に会計年度任用職員の給与をですね、2.6とか3.7とか、%とか、半年半年アップしているところもあるんですよ。本村は国の動向を見ながらということでは、だとしたら国のそういった財政的な措置がなければ、会計年度任用職員の処遇改善を図っていかないというふうに受け止められるんですけども、先ほどの労使間交渉、こういった場面を大事にしてもらってですね、もう

一度確認にですね、会計年度任用職員のそういった意向を把握をして、改善に努めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

今現在、まだ組合組織はできてないところではございますが、現在の正規職員の組合にも通じてですね、そういった情報を得られるか調査は進めてまいりたいというふうに考えます。

○6番（勝山浩平君）

議会からも意見書にありましたように、本村の会計年度任用職員がですね、結婚して子育てに意欲が持てるような予算措置を講じていただきたいと思います。

次は、子ども政策の件ですね、子ども議会を私が挙げましたので、教育委員会になったと思えますけれども、新たな取り組みとかを考える場合には、総務課か企画観光課が答弁されるんだろうと思っておりましたけれども、教育委員会のほうでは充実をさせたいということで、教育現場でいろんな取り組みをしていくということを十分理解できましたが、村当局においては子ども議会をもっと発展をさせるために、また、小学生はやっていますけれども、中学生、高校生、青年団、そういった若い方々の意見を、村の政策に反映させるための取り組み等、新しい取り組みは考えておりませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

子ども議会というような場ではございませんが、今現在策定中の第6次総合振興計画の中におきまして、総合振興計画を1枚のイラストで表すビジョンマップ作成というものを、民間のワークショップ、そして職員のプロジェクトチームを組織して、みんなで協議検討をして、今現在、作成をしているところではございますが、この民間ワークショップの中には高校生3名の方に委員として入っていただき、若い世代からの目線での将来の大和村というものを想定して、ビジョンマップでの意見を出していただいたところでもございます。また、この民間ワークショップの中では、様々な分野で現役で活動しております若手を中心にメンバーを選定させていただきまして、もちろん、高齢者の方もメンバーに入っておりますが、幅広い年代層で組織して、この総合振興計画のビジョンマップ作成のほうをやっているところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

長期振興計画、去年終わっていますよね。これ、前期と後期があって、5年に1回、10年に1回、こういったワークショップがあるのかどうか分かりませんが、今世の中の発展はすごいじゃないですか。一時前まで議会でWi-Fiとか言ったら、Wi-Fiで何とか、そういう話をしていますよ。今は先ほど言われたDXですよ。すごいスピードで周りは変わっていつている。子供たちもいろんな、成長するにしたがっていろんな勉強をしていくでしょう。小学校で小学生の時にそういった機会をいただいて、成長するにしたがって中学校、高校、また社会人になって、若い人の発想というのがありますよ。そういったのを定期的に1年に1回でも行政側が受け止めて、それを政策にしていくような取り組みが求められている、求められているんじゃないかということで

す。いかがですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

そのような議論をする場におきましては、何を目的に議論を行うかというところが大事な観点になってくるかと思います。今回、私が申し上げましたのは、確かに10年に1度のこの第6次総合振興計画でございますが、また、各課においてはそれぞれいろんな計画とか、策定をすることがあるかとは思いますが。そういった中で、民間の方々の御意見を伺う必要があるものについては、それぞれ個別で委員会を組織して意見聴取を行っていくものかというふうに考えているところでございます。以上です。

○6番(勝山浩平君)

民間のという、今までもされているから民間のということじゃない、今回、法律ができて子ども家庭庁が発足して、国のほうでも子供の、子供をど真ん中においた社会とか、国のほうでも使われていますよね。そういうことです。国も推進していくんですよ、今後。子供たちがそういった意見を述べて、それに対して行政が答える、はっきりと答える、そういった場を設けてもらいたい。先進事例とかですね、子供とか、若者会議と言っているみたいなんです、そういったのに、そういった組織に予算を与えるんですよ、100万とか、500万とか。1年に1回、そのグループが話し合っていてアイデアを出します。それを次年度、本当の議会が承認をしたら、その事業を実行するという流れで、進めているところもある。若者会議、議会、条例というのを制定してですね、根拠となるものを作って若者の考えを子供たちの考えを政策に反映させようと取り組んでいる先進自治体もあります。そういったところのせめて調査でも進めてもらえませんか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

先進地でどのような取り組みをなされているのかということについては、我々も確認の必要があるというふうに考えております。以上です。

○6番(勝山浩平君)

インターネットでも、今の時代何でも調べることができますから。そういった中で、是非確認だけでなくですね、本村でどうやったら導入することができるかという観点で調査までしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

今、この段階では私もそういった先進事例を見ておりませんので、今ここで次の展開をどのようにしていくというのは、ちょっと言えないところでございます。以上です。まずは確認をさせていただきたいというところです。以上です。

○6番(勝山浩平君)

教育長の答弁にありましたように、本当有権者教育であり、将来の政治参加の意識を高める活動にもなりますので、是非前向きに取り組んでいただいて、子供たちが本村の未来を担っていきますから、小さなときから自分たちの発想で村づくりができるような環境を整えてもらいたいと思いま

す。

次、避難所に移りますね。これは午前中の市田議員も質問されて、私もその議員の研修会で避難所の運営についてというテーマだったんですけど、話を聞いて、すごい衝撃を受けたんです。ちょっと怖くなりました。今、国でも南海トラフに備えて国土強靱化へ防災減災対策を急いでおりますけれども、あともう一個そうだ。その講演であったのは、国内にも、国内に発見をされていない断層、地震が起きる場所ですね、がたくさんあるというんですよ。もしかしたら本村の近くにも新しい断層がある可能性があるわけですけども、今言っている南海トラフがどれぐらいの確率で発生をするか、御存じですか。

○総務課長（政村勇二君）

様々なメディア等でも発されておまして、この南海トラフ沖地震、想定されるのがですね、これはまた、南海トラフ、数十年に、近年30年のうちには起こるといわれているようでもございますが、この南海トラフ沖地震に関しましては、県のほうも被害想定というのを公表しておまして、以前、津波が来るまで津名久を中心に64分で4.6mからですね、現在4.4mの津波だというふうになっております。それが64分後にまず第1波が来て、その4.4mが来るのは90分余り後だという公表をしている状況でございます。そういった中においては、やはり南海トラフと別にですね、また奄美北部沖地震という公表もされているところがございますので、やはりこういった地震とか津波に関する想定区域といえますか、そういったものはまた構築して、周知していかなければいけないのかなというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

総務課長、細かい数字の質問で申し訳ありませんでした。これ、本当に聞いて怖くなったんですよ。30年以内に80%ですよ。ここにいる方は経験する可能性がありますし、村の子供たちも絶対経験する確率なんですね。それを考えたらすごい怖くなって、今回質問させてもらっているんですけど、避難所25カ所ありますが、通路、例えば家にいたら家から避難所に逃げますよね。その通路の道路や橋の耐震性はどうなっていますか。

○建設課長（早川勝志君）

村内には県道と村道という道路が二つ二種類、大まかにあるんですけども、まず県道のほうからなんですけれども、緊急輸送路という扱いになっておまして、これはある程度の性能が要求される設計になっております。ただし、村道に関しましては、一般の道路という形で、ある程度の若干の耐震性能が課された設計を要求するという形になっております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

耐震性がない橋とかがあるということですかね。

○建設課長（早川勝志君）

耐震は直接実際に調査をしないと分からないですけども、基準的には下回る可能性がある橋梁等もあると考えられます。

○6番（勝山浩平君）

本村は令和2年12月に地域強靱化計画策定をしておりますよね。そこにも避難路の確保、避難所の耐震化の促進と記されておりますが、また最近、法改正を行って急いで国も減災防災で国土強靱化を図ってきましたけれども、その期間をもうちょっと伸ばしてやっ払いこうという改正、法改正もありましたが、こういった補助金、国の補助制度を活用してですね、安心して避難できるように避難路の確保、橋の耐震化とか、道路の耐震化とか、そういったのもしっかり図っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず橋梁についてでございますが、今、私どもの建設課のほうで橋梁の長寿命化計画ということで、まず毎年5年に1回程度の点検を実施しております。その中で、老朽化した、判定結果によるんですけれども、老朽化した橋梁については補修もしくは老朽化具合によってはかけ替え、そういった事業を実施しております。ただし、補修で耐震化が上がるというわけではございませんが、補修を実施しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

いわずもがなですけど、そういった制度を活用してですね、しっかり耐震を図っていただきたいと思いますが、食料品ですね、水や食料品、防災センターに一括して保管している。戸円の高齢者避難施設。道路の寸断というのは想定していますか。本村が奄美全体的でしたけど、豪雨水害でも道路が通れなくて、集落が孤立化しましたが、では、道路が寸断されたときに、各集落に食料品等をどのようにして配布する考えなんですか。

○総務課長（政村勇二君）

この食料品を含む備蓄に関しましては、以前、自主防災組織、区長さんたちにも御相談させていただきました。なかなかその備蓄倉庫がない上で、備蓄の管理が難しいというところもございましたので、今現在、食料品以外ではございますが、各学校のほうにも、その他照明器具、発電機等、そういった備蓄品、ちょっとしたマット等、寝具等ですね、備蓄しておりますので、そういったところでまた備蓄の管理が可能であればですね、そういったところにも配布できればなというふうには考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

食料品の各集落への配備は今後考えていくということですか。

○総務課長（政村勇二君）

備蓄倉庫の場所、そしてまた備蓄倉庫の準備ができ次第、前向きに進めていければと思います。その備蓄倉庫の場所をですね、また公民館横が正しいのか、集落によっては高台のほうがいいんじゃないか、そこがまた私有地であったら、そういった私有地の問題等もございますので、まずその備蓄が確保できる倉庫、今一部消防団の格納庫、本当は消防団の設備だけを備蓄するのが一番理想ではあるんですが、そういった備蓄品にも、そういった集落備蓄品もですね、その消防団の格

納庫を使った上での備蓄もしていただいている状況でございますので、そういった備蓄倉庫の確保も踏まえた上で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

津波ですね、1911年の喜界島沖地震、マグニチュード8、津波が発生しております。1960年のチリ地震、これも津波が発生をして、名瀬では屋仁川あたりまで水が来たというのがあるみたいなんです。本村で津波による浸水、津波の影響、波が来たとかというような事例はありますか。

○総務課長（政村勇二君）

私が防災担当課長になって5年で、津波ではという津波警報が出たときも、実際の浸水は、津波の浸水はなかったと思いますが、ただし、津波ではない潮位変化による潮が集落内に入って来たという事例は津名久集落で聞いたことがございます。

○6番（勝山浩平君）

恐らく喜界島沖地震とかでも波が来たよという話を聞いたことがありますので、本村にも影響はあったんだろうなと思いますが、南海トラフは津名久集落が最大で4.4に変わったんですかね、4.6から。ですが、総務課長がおっしゃった最近、政府の地震調査会が昨年、南西諸島周辺ではマグニチュード8、9の地震があり得るというのを公表しましたが、そういった地震が起きた場合の津波の高さとか、各集落の、到達時間とかといった情報は、今持たれておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

これも鹿児島県が公表しているものではございますが、先ほど南海トラフ地震に関しましては、ケース11という地震に対する公表がされております。そのほか、この奄美大島、加計呂麻島、与路島、請島に対する災害のシナリオといたしまして、大島地域における大島群島太平洋北部地震、こういったものも公表されているところでございます。そういった中では、その地震が発生した際には、これは南海トラフと別の地震でございまして、した際には、6弱、最大ですね、6弱、これは大和村です。最大津波が3.85、これは津名久でございまして。最大津波が49分後に3.85の津波が来るといふ公表も別の地震で公表もなされているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

そういった情報をですね、地震、南海トラフとか、その太平洋沖とかですね、そういった細かい情報を、また集落、区長や防災、消防団に伝えていただいて、自主防災組織に伝えていただいてですね、万が一に備えた対策を取っていただきたいと思いますが、女性の視点による避難所運営ですね。本村防災会議条例があって7名の委員がいますけれども、この防災会議、地域防災計画という大事なものを作っていく、大事な役目もあるんです。そこに女性の登用がない。条例によると第3条で村長が民間団体から任命することができると思いますが、これも国から地域防災会議に女性の登用をするよう通知が来ていると思いますけれども、今後、この防災会議にも女性を登用して、女性視点での避難所運営にも努めていくべきではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

今、その防災会議の運営の関しましては、奄美警備隊が発足したときに、条例の対象を奄美警備隊の隊長に変えた経緯がございます。そのほか消防、警察の方にもメンバーに入っていて、現在、令和4年の4月に更新をしたばかりでございますので、任期が2年となっております。といいますと令和5年度末にまた更新時期がございますので、そのときにまた検討できればなというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

ペット同行避難ですね、ペットそうなんです。なれないと避難しているほかの方に迷惑をかける恐れは高いですね。ですから、11月でしたっけ、今度訓練を行うの。そのときに、ペット同行、ほかの自治体ではもう取り組んでいるところもありますけれども、その訓練にあわせてペットを飼っている方にペット同行避難訓練を同時に行ったら、今後に生かせるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

今回行う避難訓練は、久しぶりの避難訓練でございますので、すみません、私自身もペットを飼っていないものですから、実際、ペットを飼われている方にちょっと情報を伺いながらですね、どういった対応が好ましいのかというのも、実際、訓練を行ったうえで、また反省点生かせるところは生かしながら、そういった訓練のまずは要綱作りといいますか、こういった訓練をするという想定の中で協議を進めていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

最後、住宅ですね、これ、小学校の統合の件で、統合か存続かの件で3月質問したときに、まずは住宅を造っていききたいという答弁がありましたけれども、これは今回困ったのは、本村に引っ越してきたいという家族がいて、家を探して、家がありました。ですが、公募なので引っ越して来ていいかどうか分からないんですよ。学校の手続とかもあるじゃないですか。それが年度末でしか公募するかどうかできないとか、そういった状況なので、大和村が好きで引っ越して来たいんだけど、引っ越して来れないという状況があるので、改善を図ってもらいたいと思って質問させてもらったんですが、こういった入学時期があるんですよ。年明けには引っ越して来たりとかしないといけないでしょう。でも2月か3月に住宅の空いているんだけど、そのときにしか公募できないよとなったら、来ていいかどうか分からない。家があるかどうか分からない。そういった状況なので、その改善を図ってもらいたいという思いで質問させてもらったんですけども、何か工夫はできませんか。

○総務課長（政村勇二君）

確かにこの住宅公募に関しましては、昨年から公募を年間5回かけても、なかなか公募に至らなかったばあいもございまして、その公募時期というのは難しく苦慮しているところでございますが、実際、公募をかけて入居に至らなかった場合で公募期間が過ぎたとしてもですね、これからまたそういったお話が出た場合に、早急にまた公募をかけたいというような対応は取れるかと思いま

す。

○6番（勝山浩平君）

定住促進住宅の場合は、村長の特任で優先的に入居させることが可能ですよね。

○総務課長（政村勇二君）

条分にはそのように書かれております。しかしながら、やはり根拠というのは確かに必要でございまして、好き勝手入れられるものでもございませぬ。先ほど答弁にもございました、やはり障害者、そして災害で家をお探しの方、そういった方たちがまずは優先的に入居ができるものと考えております。

○6番（勝山浩平君）

6年後には小学校全学年で1名、2名という学校が出ることを頭に入れてくださいよ。学校の入学時にあわせて引っ越して来ないと、引っ越して来れないんですよ。家がないと引っ越して来れない、家が決まらないと。そこに空いている住宅があっても、どうか分からないから引っ越しできないんですよ。そういった今現在起きている事案を解決をしてもらうために、何か工夫はできませんか。村長の特任制度を使えませんかと言っているんですが、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

この特任制度による入居、こちらでは特定入居、公募をせずに入居するというのは、やはり村営住宅では難しいと思います。しかしながら、特定公募をしなくて入居させる特定入居は難しいんですけども、確かに公営住宅法の中でも多子世帯、子供をお持ちの方、そういった方に対する優先入居の在り方というもの示されておまして、そういった中には、公募はしますけれども、例えば、該当のお子さんをお持ちの世帯、そして一般の2人家族の世帯が公募した場合には、その場合にはこちらを、例えば抽選で2回させる。いけば、今まで1回1回の5割だった確率が、この方に2回させることによって率が6割7分ぐらいになると、そういった方法もあるようでございますので、そこはまた県の住宅政策とも話を進めながら、そういった方法ができるのかというのは調査していきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

また時間がなくなって、本当難しいですよ、時間配分。最後に1個だけ。例えば、集落、校区に定住促進住宅の空きがあるとして、集落からこの学校に入学する世帯を優先的に入れてもらえないかという要望があった場合には、またそれも検討する余地はありますか、してもらえる。

○総務課長（政村勇二君）

やはり、一番、総意も確かに必要であると思いますが、後でどうしても不平等にならないかとかいうのが、やはり集落限定になってしまうもんですから、どうしてもやはり子供たちをお持ちの世帯、その小学校を優先する考えも分かりますが、そこに関してはまたどれが一番いい方法になるのか、そういったのはまた、その集落がこの世帯だと認めてしまうと、何と言うんでしょう、平等性とか、そういったところも懸念されるところでございまして、そこは十分に検討が必要に

なってくるかというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

村が存続でいくというので、統合してほしいという親もいるんですよ。でも存続でいくというから、存続もために一生懸命頑張って、子供世帯を引っ越してもらおうと頑張っているという熱意がありますので、そういった熱意も是非くみ取っていただいて、また鹿児島県とか、いろいろな方法がないかですね、相談をしていただいて善処していただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります、次に、3番、重信安男君に発言を許可いたします。

○3番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。村民の皆さん、そして行政の皆様、毎日雨の中、お仕事お疲れ様です。まもなく梅雨も明け、これから暑い暑い夏がやってまいります。お体には十分気をつけられてお過ごしください。

それでは通告に従い、最後となりますが一般質問をいたします。

1点目に、大和浜埋立ゴルフ場休憩施設への要望について伺います。昨年からゴルフ場の設置が完了し、村内のゴルフファンには喜ばしく村政には感謝をいたしておられます。休憩施設の設置、ゴルフをされる高齢者への憩いの場はできないのか。またゴルフ場機材の格納庫等についても伺いたいと思います。

現在、大和村も観光名所はいたるところにあります、思勝港は、すみません、

2点目に、大和石・親川への観光スポット推進について伺います。現在、大和村の観光名所はいたるところにあります、思勝湾を臨むと東側には宮古崎や国直海岸があります。西側は道路がないため親川崎までは船か徒歩で行くしかありません。新規観光名所として大和石・親川崎までの間、遊歩道かサイクリングロードとして新たに整備等はできないか、答弁を求めます。

以上、壇上から申し上げ、自席にて質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、重信議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の大和浜埋立地ゴルフ場休憩施設への要望についての御質問でございますが、大和浜埋立地における利活用につきましては、以前、集落役員の皆様へ御意見をいただいた経緯がございまして、住宅建設や地域コミュニティを推進する上でのパークゴルフ整備をさせていただき、パークゴルフ使用につきましては、令和4年4月に村と集落で使用契約を取り交わしたところでもございます。現地における休憩施設要望につきましては、村内に限られた公共用地でもあるため、午前中の湯湾釜集落グラウンドゴルフ場同様、集落要望としての確認とあわせて、その中で必要なものを検討させていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の大和石・親川への観光スポット推進についての御質問でございますが、大和浜松

崎地区から大和石・親川までの海岸線の現況は、急峻な崖地となっており、崖地と海岸線の間平坦部もない箇所となっております。また、当該箇所は崖地側からの落石の多い箇所でもあり、人が通行する遊歩道、サイクリングロードとしては安全性が担保できず、非常に危険性が高いことに加え、台風時等の高波による被災を受ける懸念が生じる場所でもあります。また、平坦部もなく、重機が侵入する作業道の確保も困難であり、施工性にも課題があることから、遊歩道、サイクリングロード等の整備は困難であると思われます。当該箇所の海岸線エリアは、奄美大島南部らしい急峻な山と手つかずの海岸線が合わさった美しい自然景観を形成しております。このようなことから、村としましては、あえて人工的に手をつけるのではなく、サップや船舶などを利用した海からの眺望を楽しむ観光体験や、無人の砂浜への上陸体験など、自然景観性を生かした観光訴求力の向上を促進したいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（重信安男君）

まず、パークゴルフ場のことについてお伺いします。今、競技をする上の芝生コース等はずね、できておりますけれども、やはり人間というものは、これで自由に練習ができますと、高齢者のですね、遊べますということで説明したんですが、人間というのは次はあれもほしい、これもほしいと、やっぱり言うてくるもので、これからですね、暑い夏がきます。やっぱり日射病とか、熱中症とか、やっぱり高齢者にとっては厳しい夏なんですよね。朝とか夕方とか練習するんですけど、中には昼間練習しに来る方も結構おられます。今度、グラウンドゴルフ大会が中止になりましたけれども、その前は昼間からもう10数人練習しに来て、一生懸命やっておられました。そして、やっぱり暑い、晴れた日しか練習しませんよね。暑いとやっぱり陰があるところが何かないかなということで、やっぱりそういう立派な東屋ではないんですよ。何と言うんですかね、木造でもできた、何かそういう、軽く座って日陰ができるような建物と、今ゴルフの使用されている機材を、その椅子等の下にですね、なおしたりとかできるようなものを造ればいいんじゃないかということで質問を私はしたんですけれども、いろいろ行政にはお金を使っていただき、整備していただきありがたいと思っているんですけれども、そのことに関してちょっと答弁をお願いします。

○総務課長（政村勇二君）

現地におけるそういった休憩施設に関しましてでございますが、その木造といいましても、やはりずっと常備置いておくものになりますと、安全性とか、やはり台風時期に対する対応とか、そういったのも考えられますので、やはりどれが安全性で休憩施設があり、例えばパラソル等の設置することによって陰が作れるのかということと大きな施設整備ではなくてですね、そういったことも対応できるのかということとをまず集落、区長さんを主にですね、協議を進めさせていただければというふうに考えております。

○3番（重信安男君）

そうなんですよね、そうなんですけど、今現在ですよ、本当に中に入れないように石積みをして、車両が入れないようなことを今やっております。私もそういう石に腰かけたりして、ゆっくり休憩されてくださいねというんですけど、夏場は熱い、石が焼けて、反対に怒られましたよ。だから、そういうのまで、これからですね、その埋立地が何かに利用されるのであれば、私もこれ以上あんまり追求しませんけども、今から本当に何十年後、何もしないということであれば、それぐらいの施設を造ったほうが、今までやってきた高齢者、ゴルフ愛好者ですね、のためになるんじゃないのかなということ、思ってたんですが、それが無理でしたら、椅子等ですね、前は何かですか、建設課長が言っていた既設のブロックじゃないですけど、何ですかあれ、側溝、側溝等があるから、それを椅子がわりに使ったらどうねということ、私は聞いていまして、それをまた愛好家たちにですね、伝えたんですけど、なかなかそれもないものですから、そしたらもうだんだんだんだんこういう話が大きくなってしまって、休憩施設、憩いの場ということが出てきました。その点は今どうなっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ございません。既設のブロックを裏返しにして椅子に使うということですかね。そこに対してはすみません、まだこちらのほうにも情報が入っていない状況でございまして、ただ、椅子とベンチ等に関してはですね、例えば、収納何というんでしょう、災害時とかにおいては、何か備蓄ができるような、収納できる椅子とかというのものもあるようでございます。収納チェアとかですね、それが安全性が考慮できるようなものであれば、そういったものに対してまた固定のパラソルが固定できるようなチェア、あるか分かりませんが、これは調査しなくちゃ分からないんですけども、そういったものも、例えばそこに収納して使うときには、こう、陰もできて休憩場所ができるとか、そこはまた調査を進めながら、そういったものがないかというのをまた集落に確認しながらですね、協議を進めさせていただければというふうに考えます。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

重信議員のほうから前、建設課のほうでそういった話をされたということで、この場じゃなくて、違うところで聞いたんですけども、その話が側溝のトラフですね、トラフか何かとおっしゃっていたような気がします。ですから、トラフが現状、そこの敷地にあって、環境的にも景観的にもいいかという、またそこも問題もありますし、また今後の計画、そこは総務のほうになると思うんですけど、計画ですね、埋立地の計画もありますし、そこはそういった話もあったんですけども、それは現実的ではないという考えでお話したところであります。以上です。

○3番（重信安男君）

そういう話を聞いて、思い出して言ったんですが、できればやはり資機材ですかね、職員の方も見られて分かると思うんですが、旗は普通短いんですよ。ですがちょっと旗が3mほど長くて大きいんですよ。それを持ち運びするのも一苦労だということを知っていて、じゃ、近くにそれで椅子に座りながらその椅子の下に資機材等、旗とかスティックとか、ポールとか、そういうのも置けるよ

うなものができればいいねという話なんですけど、そういうことだったら何とか可能ですか。

○総務課長（政村勇二君）

細かなチェアのサイズとといいますか、どういった素材なのかということも合わせてですね、やはり集落との協議をさせていただければというふうに思います。

○3番（重信安男君）

今、ゆりじま会の方とかが結構使われているんですけど、そういう方でなく、やっぱり集落を通さないといけないということで認識していいですか。

○総務課長（政村勇二君）

やはりいろんな要望に対しましては、役場自体に各課含めてなんですけど、いろんな要望等がございまして、やはり集落の御意見としていただいた上で、こちらも対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（重信安男君）

ちょっとまた集落委員会を通して、そういう話をされて、それからまた要望するなり、ということを行いたいと思います。

次に、ちょっと難しい質問をしましたが、村長の答弁を聞いてがっくりきたんですけれども、そうだなと私も思います。自分が今、船に乗ってですね、サップに乗って観光客を連れて行って、きれいでしょと自慢しているところなんですよね、本当は。だけど、中にはやっぱり徒歩で歩いて近くまで行けないんですかというんですけど、岩がごつごつして、本当危ないんですよね。私なんか小さいころから大和石、あの辺まで行く、3月節句ですかね、浜下りをして、弁当を作りながら、作ってですね、親子でよくそこまで行って弁当を食べたという、大和石という大きな石があるところがあるんですけど、それは大和浜の人しか御存じないですかね。村長、分かります。聞いたことありますか。

○村長（伊集院 幼君）

その大和石というのは、私も聞いたことはございます。

○3番（重信安男君）

私たちが小さいころから本当に、由来の在るような何か大和石、何か神様でも祀っているような感じのイメージでずっと我々は育って来てたんですけど、私も通告を出した後に、ちょっと高齢者の方にいろいろ聞いて回ったんですけど、大和石という名前について由来というのは分からないというんですよね。大分先祖からそういう名前を聞いていたかもしれませんが、昔からその方なんか大和石と言っていたみたいなんです。最近の子供は全然ね、そこまで遊びに行くようなことはしません、危ないですから。自分なんか何回も足を切って、いっぱい足に傷だらけです。だから、親川までとか、私は贅沢は言いたくないんです。本当ですね、松崎から親川を通過して、石川通過して、毛陣まで、そこまでのずっとそういう遊歩道というかですね、サイクリングロードができれば最高だなとか、やっぱり思うわけですよ。だけど、やっぱりそこまでしたら自然を壊すというの

で、無理だろうなというふうに私は思いながら、今回は質問させていただきました。だから、その大和石ぐらいまではですね、何とかですね、200mぐらいだと思うんですよ、松崎から。その辺ぐらいまでは何とか遊歩道ぐらいできないかと、ちょっと検討できませんか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

やはり距離の問題だけではなく、やはり先ほど村長の答弁にもありましたように、その場所が崖地からの落石が多い場所であるということと、台風などでの高波による被災というのが懸念される場所です。落石があった、仮に遊歩道を整備して、落石によってそこを通られている方がけがをされた場合、そのような賠償責任がどうなるのかと、そこまで考えなければならぬということも出てまいります。以上です。

○3番(重信安男君)

そう言われればそうなんです。ですけど、大浜、小浜とか、そうやって歩道とか造って、海に面したところをやっています。台風とか、それはやっぱり怖いですよ。なんですけども、もしそういう遊歩道とかできればですよ、貝を取りに行ったり、アオサを取りに行ったり、集落の方も事由に行けます。漁業権がありますから、そこら準組から正組にならないとできませんけれども、そうすれば、もし取りに行けるようになれば、漁業関係の活性化できますし、地元の人なんかもね、貝を取りに行ったり、アオサを取りに行ったりとか、自由にできるようになるんですよ。だから親川までとかは言いません、大和石ぐらいまで、これが大和石ですよという、そういうアピールもしたいし、これを観光の名所にできないかなというふうには私は思っているんですが、いかがですか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

先ほども申し上げましたように、安全上の懸念があるということと、実際にあの場所で施工を行うということになった場合、平坦地もございませんので、重機の作業道とか確保も困難でありますし、実際にそこで施工を行うと、周辺の自然環境に大きく手をつけてしまわないといけなくなるということが出てまいります。我々といたしましては、現状の自然にあえて人口的に手をつけるのではなく、その自然環境を生かした観光体験などの受け入れを行うことが、世界自然遺産登録地の観光振興としてはよいのではないかとこのふうには考えているところでございます。以上です。

○3番(重信安男君)

遊歩道とか、そういうのではなくて、観光名所としてですね、企画課からして新たな観光名所の大和石というのがあるんですよと、そこにはやっぱり船とかサップじゃないと行けませんと、そういうアピールを、宣伝とかをですね、されていくんだったら、それでもいいと思いますけど、どうですか。成りうりますか。

○企画観光課長(大瀬幸一君)

観光の素材として、名所として、サップであるとか、船舶を利用した眺望を眺める体験であったり、無人の砂浜への上陸体験というものについては、我々としてもしっかりPRをしていきたいというところでもあります。サップを用いたそちらの無人の砂浜への上陸体験というのは、実際にもう既

に行っている事業者さんもおりますので、そういったところとも連携を図りながら、PRのほうはやっていければというふうに考えております。以上です。

○3番（重信安男君）

でも難しいですよ、やはり。そういう別なルートでの観光のアピールということで、何とかですね、大和石を見たことがあります。ないですよ。一回見に行ってください。本当に大きな、真四角の大きな石があります。その近辺はとても砂地できれくていいところなんです。やはり一度見に行かれて、観光名所としてあげられるように勉強されてください。以上で終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、3番、重信安男君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第39号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）請負契約の締結について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第39号、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）の請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）の請負契約の締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）の請負契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事の概要について御説明いたします。

本施設は、アマミノクロウサギの調査研究、傷病個体の治療、生態展示などを目的とし建設するものであります。主要建物は鉄筋コンクリート造一部二階建て、延べ床面積は約789㎡で野生生物保護センターの隣接地に建設いたします。今回の建設工事（2工区）は、建物本体部分の工事となっております。

それでは、契約の内容でございますが、契約工事名はアマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）、契約金額は2億3,864万5,000円、契約の相手方は、住所、奄美市名瀬塩浜町

17番3号、氏名、伊藤福本特定建設工事共同企業体、代表者、伊藤建設株式会社、代表取締役、伊藤誠です。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

2億円超える大規模な工事で、ジョイントベンチャーで参加している業者もおりますね。6月の6日に入札があったと聞きましたが、指名に入った業者、これ公開をされますが、指名に入った業者の中にですね、建設業法違反の疑いで本村が通知書を出して指名停止になっている業者、ジョイントベンチャーですけどね、入っているんですよね。12月の議会で質問させてもらったときに、指名停止の期間は県の判断を待ちたい。期間についても県の確認により判断したいということでしたが、県はまだいまだに処分は下しておりません。今回、この入札の指名に入った理由を聞かせてください。

○副村長（仲新城長政君）

指名に入った理由につきましては、この業者の指名停止がですね、期間が切れまして、その業者の内容としましては、指名停止の理由がですね、不正な、不正または不誠実な行為として捉えられたので、大和村の工事請負契約、指名停止等の処置要綱第8条、これには該当しませんでしたので、一応入札に参加させております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

これは営業所がなかった。営業所がないということは、ないと一番大事な経營業務、管理責任者、専任技術者、建設業許可を取る5項の中の大事な二つです。しかも、営業所に常勤、現場の監督じゃないんですよ、現場配置技術者ではなくて、その経管と専任は営業所に常勤していないといけない。営業所がないということは、常勤する場所がないんです。虚偽申請の疑いもあります、県に対して。12月、私の質問に対して県の判断をもって期間停止も考えたいと言っておりましたが、指名停止等の措置要領第1条別表第2の5号、不正または不誠実な行為にあたる可能性、確かにありますよ。これは指名停止の期間、1月以上、9月以内ですよ。これ、簡単なですね、そんな許せるようなものじゃないんですよ。建設業許可を取るのは大変なんです。その取るための大事な専任と経管、営業所もない。私の答弁に対しては県の判断を待ちますと答えましたが、これ、虚偽答弁ですか。

○副村長（仲新城長政君）

虚偽とは思っておりませんが、一応県の判断を待ちましたんですけど、県は建設業許可につきましては、こちらのほうに報告がございましたので、こちらが指名停止したというのは、不正な不誠実な行為として捉えられたので、それに基づいて指名停止をしましたので、その期限

が切れましたので、一応解除したということです。以上です。

○6番（勝山浩平君）

不誠実な行為だから、先ほども言ったように、指名停止の期間1月以上9カ月以内なんです。そんなにぱっと許せるようなものじゃないんですよ。まっとうにやっている業者がいるじゃないですか、営業所を構えて、ちゃんと技術者を置いて、ここは営業所もないんですよ。今回、誰の判断で指名に入れたのか、今後、県から処分が下ったときに、誰が責任を取るのか、教えてください。

○副村長（仲新城長政君）

先ほどの答弁繰り返しますが、県のほうは指名停止はしておりません。今回、入札に入れたのは私の責任で入れております。

○6番（勝山浩平君）

県は処分を下してない。関係者に聞いたら、また同じような別な案件があって、同時に協議していますということでしたが、議会の答弁というのは、そんなに軽くないと思うんですよ。県の判断をもって指名に入れました、指名期間の停止を考えますとおっしゃっていましたが、これはほかの村の村の発注した工事でも、今後、指名に入ってくるんですか、今の指名に入っているんですか、他の工事でも。

○副村長（仲新城長政君）

他の村内の工事につきましては、一応指名に入っております。

○議長（奥田忠廣君）

5回目です。

○6番（勝山浩平君）

最後ですね、先ほど午前中、藏議員がひらとみ神社、きれいにしましょうよって、あれもみんな政教分離という壁がありますけど、分かりますよね、気持ちは。そのときに出て来た言葉、司法とか法律とか。コンプライアンス、これ、建設業法違反の可能性が大きいんですよ。コンプライアンス、ひらとみのときにはそういった正当性を訴えてきて、コンプライアンスが偏っているとは思いませんか。都合がいいように使い分けているようにしか思えないんですよ。では、県にはまだ県の指示待ちということで、何も確認取っておりませんが、県がどういう処分をしていくのか、いつごろになるのか、その確認を取ってもらえませんか。

○建設課長（早川勝志君）

県のほうに確認しておりまして、県のほうでは指名停止はしないという方向で話を聞いております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第39号を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第40号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）請負契約の締結について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第40号、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）請負契約の締結についてを議題といたします。
提案者に提案の理由、内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）の請負契約の締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）の請負契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事の概要について御説明いたします。

本施設は、アマミノクロウサギの調査研究、傷病個体の治療、生態展示等を目的とし建設するものであります。主要建物は鉄筋コンクリート造一部二階建て、延べ床面積は約789㎡で野生生物保

護センターの隣接地に建設いたします。今回の建設工事（3工区）は、本体を除く建設工事及び機械設備、電気設備の工事となっております。

それでは、契約の内容でございますが、契約工事名はアミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）、契約金額は2億2,693万円、契約の相手側は住所、大島郡大和村大和浜58番地1、氏名、株式会社大和建设、代表取締役、仁規浩二です。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしとみとめます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 陳情第1号 国に対して適確請求書等保存方式（インボイス制度）の延期、見直しを求める陳情について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、陳情第1号、国に対して適確請求書等保存方式（インボイス制度）の延期、見直しを求める陳情についてを議題といたします。

お諮りします。

本件は、議会規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 発議第2号 国に対し適確請求書等保存方式インボイス制度の延期、見直しに関わる意見書採択について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、発議第2号、国に対し適確請求書等保存方式インボイス制度の延期、見直しに関わる意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対し趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の引上げをはかるための、2024年度政府予算に関わる意見書採択の要請について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度の引上げをはかるための、2024年度政府予算に関わる意見書採択の要請についてを議題といたします。

お諮りします。

本件は、議会規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の引上げをはかるための、2024年度政府予算に関わる意見書採択の要請について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、発議第3号、義務教育費国庫負担制度の引上げをはかるための、2024年度政府予算に関わる意見書採択の要請についてを議題とします。

なお、本件に対し趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

なお、本件に対して趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いを。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第10 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本村の振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和5年第2回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 勝 山 浩 平

大和村議会議員 中 井 文 忠